

令和 2 年第 1 回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和 2 年 3 月 3 日 開会

令和 2 年 3 月 1 6 日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和2年第1回奈井江町議会定例会

令和2年3月3日（火曜日）

午前9時58分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 特別行政報告（町長）
- 第 5 行政報告（町長、教育長）
- 第 6 付託議案第2号 奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定について
- 第 7 議案第 1号 令和元年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）
- 第 8 議案第 2号 令和元年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 3号 令和元年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 4号 令和元年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第 5号 令和元年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第12号 奈井江町固定資産評価審査委員会条例及び奈井江町手数料条例の一部を改正する条例
 - 議案第13号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
 - 議案第17号 奈井江町敬老祝品等に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第20号 砂川市と奈井江町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について
 - 議案第21号 奈井江、浦臼町学校給食組合規約の変更について
 - 議案第22号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散について
 - 議案第23号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分について
 - 議案第 6号 令和2年度奈井江町一般会計予算について
 - 議案第 7号 令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
 - 議案第 8号 令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第 9号 令和2年度奈井江町下水道事業会計予算について

議案第10号 令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町長	三本英司
副町長	相澤公
教育長	萬博文
総務課参事	碓井直樹
保健福祉課参事	小澤敏博
会計管理者	横山誠
企画財政課長	小澤克則
町民生活課長	馬場和浩
建設環境課長	大津一由
産業観光課長	辻脇泰弘
保健福祉課長	石塚俊也
保健福祉課課長補佐	鈴木久枝
教育委員会事務局長	松本正志
町立病院事務長	杉野和博
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	千徳信行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本 静
議会庶務係長	東藤 美妃代

(9時58分)

開会

●議長

定刻若干前ですが、皆さんがおそろいですので、ただいまから会議を初めさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和2年奈井江町議会第1回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

(9時58分)

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番遠藤議員、5番石川議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(9時58分)

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から16日までの14日間といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は本日から16日までの14日間に決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告について

(9時59分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(9時59分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の報告発言を許します。
議会運営委員長、6番笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。令和元年12月11日以降に開催されました議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年12月11日から本日まで、議会運営委員会は3回開催されております。
開催内容を報告いたします。

委員会開催日、令和元年12月11日、調査事項、第4回定例会に関する議会運営について、調査内容、第4回定例会について。

委員会開催日、令和2年2月12日、調査事項、第1回臨時会に関する議会運営について、調査内容、1、会期及び議事日程について、2、議案審議について。

委員会開催日、令和2年2月26日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営等について、調査内容、1、会期及び議事日程等について、2、総括質問について、3、町政一般質問について、4、予算審査特別委員会の設置について、5、特別委員会の設置について、6、請願意見案、陳情等の取り扱いについて、7、要望書等について、8、調査について、9、その他についてであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、2番大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 2 番

それでは、まちづくり常任委員会より報告を申し上げます。

委員会開催日、1月16日、17日、21日、調査事項、調査第1号第6期まちづくり計画後期実施計画の策定状況について、説明員、調査内容につきましては記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、別紙により意見・要望をまとめ、町長へ提出をいたしました。

委員会開催日、1月28日、調査事項、調査第2号町立国保病院の管理運営について、説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、地域の人口減少、診療報酬の改定など、自治体病院を取り巻く環境は厳しさを増し、本町立国保病院においても、本年度末に資金不足に陥る見込みであることが報告された。

経営改善を進めるため、町内外の有識者による病院のあり方を検討する委員会を立ち上げると報告を受けているところだが、町立国保病院は地域医療、地域包括ケアシステムの構築に重要な施設である。

検討段階においても、議会や町民へ検討内容などの情報提供をいただき、情報の共有に努めていただきたい。

今後、病院機能や役割の明確化を進めていくこととなるが、自治体病院として町民の期待と信頼に応えるよう努力願いたい。

委員会開催日、2月14日、調査事項、調査第3号指定管理者制度について、説明員、調査内容は記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、厳しい財政状況や多様化する住民ニーズなどの課題に対応するため、本町においては、平成16年から指定管理者制度を活用し、公共施設の管理運営を行ってきた。指定管理者制度の導入により、利用者サービスの向上と経費節減の両面で効果があったと評価するが、制度導入から15年以上がたち、施設によっては、その間の状況の変化もあることから、改めて制度導入に対する検証を願いたい。

また、指定管理にかかわる収支の状況について、一層透明化させ、町民への説明責任を果たすためにも、調査の方法等を検討願うとともに、利用者の声が施設運営に生かされるよう努めていただきたい。

以上、まちづくり常任委員会からの報告といたします。

●議長

ご苦労さまです。

(広報常任委員会)

(10時06分)

●議長

続きまして、広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。広報常任委員会よりご報告申し上げます。

委員会開催日、12月13日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、議会だより第18号紙面構成について。

委員会開催日、1月10日、1月23日、1月31日の3回の委員会では、調査事項、議会広報の実施、研究、調査及び研究について、調査内容、議会だより第18号の校正について3回の委員会を開催し、計4回の委員会を開催いたしまして、議会だより第18号を2月15日に発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承を願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 特別行政報告

(10時07分)

●議長

日程第4、特別行政報告の申し出が町長よりありましたので、発言を許可いたします。町長。

(町長 登壇)

●町長

第1回定例会のご出席、ご苦労さまでございます。

私のほうから特別行政報告として、現在の新型コロナウイルス感染症に対する対応状況について、ご報告をさせていただきます。

町では、2月21日、感染症に対する現状確認、情報整理等を行うために、私、副町長、教育長、各課局長で組織する新型コロナウイルス感染症対策委員会を設置するとともに、2月25日に決定された国の基本方針、2月28日に北海道が行った緊急事態宣言など、関係機関からの指示、要請等をもとに協議検討を行い、町民の健康保持、感染拡大防止に向けた対策を講じてまいりました。

これまでの主な対応としては、各公共施設入り口への手指消毒液の設置、高齢者や幼児等の出席、飲食を伴う町主催の各種行事、会議等の中止や延期、小中学校における2月27日から3月23日までの臨時休校、公共施設における3月2日から3月8日までの臨時休館など、各種対策を講じるとともに、町民などへの情報提供、連携を図るため、町ホームページによる予防方法、相談窓口等の情報提供、2月28日付チラシ全戸配布による予防方法、町の各種対応状況についての周知、町内事業所等との感染拡大防止に向けた連携、情報の共有など、感染の拡大防止に取り組んでおります。

現時点では、奈井江町内に感染者は発生しておりませんが、国内では北海道が最も多く感染者が確認されている状況にあり、まさに、今が感染拡大を最小限に抑える上で、極めて重要な時期であります。

今後とも、国、北海道と連携を図りながら、状況の変化に応じ、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、特別行政報告といたします。

●議長

以上で、特別行政報告を終わります。

日程第5 行政報告

(10時11分)

●議長

日程第5、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

それでは、令和元年第4回定例会以降の主な事業についてご報告を申し上げます。

初めに、総務課関係ですけれども、2月21日、国、道ほか関係機関の担当職員や国内関係団体の出席により、奈井江町防災会議を開催しております。

今回の防災会議では、地域防災計画及び水防計画に関して、災害対策基本法等の改正に伴う新たな項目や文言の追加のほか、関係機関及び町の組織機構の変更に伴う修正など、それぞれの改正を行ったところであります。

次に、産業観光課関係では、2月1日、今年で13回目となる奈井江冬まつりが開催されました。ことしは雪が少なく、会場準備にご苦労いただいたとお聞きしておりますが、当日は子供たちが主役となるイベントやゲームなどを目当てに、町内外から約600人の皆さんにご来場いただきました。開催にご協力をいただいた関係者の皆さんに改めて感謝を申し上げるところであります。

次に、2月の7日、新砂川農協特別栽培米生産組合並びにゆめぴりか生産協議会の総会に出席をいたしました。両団体は、農協農業改良普及センターと一体となり、生産技術の習得、向上に努め、道内有数の米産地として、今日の地位を確立されました。

このたび、平成27年の第1回ゆめぴりかコンテスト最高金賞の受賞に加え、日経トレンディ紙が選ぶ、米のヒット甲子園の大賞を受賞し、名実ともに日本一の栄誉を勝ち取られました。生産者を初め、関係者の皆様のこれまでの取り組みに深く敬意を表するところであります。

以上、一般行政報告といたします。

●議長

教育長。

●教育長

おはようございます。第1回定例会ご出席大変ご苦労さまでございます。

それでは、教育行政報告といたしまして、3点につきましてご報告を申し上げます。

まず第1点目は、1月12日に開催をいたしました、成人式についてでございます。

今年51名の新成人が出席をし、厳粛のうちに式典を挙行いたしました。その後、ミニコンサートを開催し、成人をお祝いしたところでございます。

次に、2点目でございますが、新型コロナウイルス感染症に対応した小中学校の臨時休業についてでございます。

2月26日、北海道教育委員会教育長より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、小中学校を臨時休校とする旨の要請があり、2月27日から3月4日までの7日間を臨時休校としたところでございます。

その後、同じく北海道教育委員会教育長より、内閣総理大臣から全国全ての小中学校、高等学校、特別支援学校において、3月2日以降、春休みまでの間を臨時休校とする旨の要請があった旨を踏まえ、臨時休校を引き続き学年末までの旨の要請を改めて受けたところでございます。

その要請を受けまして、改めまして小中学校の学校長と協議を行い、引き続き3月

23日までを臨時休校とし、本日付をもって各保護者に対し、お知らせをいたします。

なお、その間、児童生徒の健康状態、学習状況の把握等を行うため、1週間に1回程度の分散登校日を設け、児童生徒を登校させる予定としております。また、24日は学年末の終業式、翌25日から4月6日までを春休みといたします。

次に、第3点目でございますが、報告書に記載ございませんが、3月2日、北海道教育委員会より、公立高等学校入試最終出願状況が発表されたところでございます。奈井江中学校におきましても、3年生34名の生徒諸君が明日の入学試験に臨むところであります。

現在、学校の長期休業という中での高校受験となりますが、生徒諸君には普段どおりの実力を発揮し、全員が希望に満ちた春を迎えられるよう、心より祈念するところでございます。

なお、奈井江商業高等学校の出願状況は、情報処理科定員40名に対し22名、0.6倍の出願率となったところでございます。今後とも、高校側との連携を図りながら、魅力ある学校づくりに支援してまいりたいと考えてございますので、町民各位並びに議員各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第6 付託議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時17分)

●議長

日程第6、付託議案第2号「奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定について」を議題といたします。

付託議案第2号については、奈井江町第6期まちづくり計画の改定に関する審査特別委員長より、審査報告書が議長に報告されておりますので、事務局長に報告をさせます。事務局長。

●事務局長

奈井江町第6期まちづくり計画の改定に関する審査特別委員会審査報告書。

奈井江町第6期まちづくり計画の改定に関する審査特別委員長より、下記のとおり、審査特別委員会審査報告書の提出があったので、これを付議する。

令和2年3月3日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、議件名、議案第2号「奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定について」。

2、審査の結果、委員会開催日、令和2年2月12日。

- 3、審査の期間、次期定例会まで。
 - 4、審査の結果、原案のとおり可決した。
- 細部口頭報告、以上でございます。

●議長

奈井江町第6期まちづくり計画の改定に関する審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

奈井江町第6期まちづくり計画の改定に関する審査特別委員長、8番大矢議員。

(奈井江町第6期まちづくり計画の改定に関する審査特別委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

それでは、私より報告させていただきます。

奈井江町第6期まちづくり計画の改定に関する審査特別委員会の報告をいたします。

令和2年2月12日、奈井江町第6期まちづくり計画の改定に関する審査特別委員会を設置し、付託された「奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定について」、審議を慎重かつ熱心に審議し、さらに十分なる質疑を重ね、それぞれ結論を得ましたのでご報告いたします。

付託されました「奈井江町第6期まちづくり計画基本構想の改定について」の議案は、3項目の基本目標と5つの政策テーマ、5項目の政策の大綱などについて、局長の報告のとおり、全会一致をもちまして、可とすることに決定いたしました。

更に、後期実施計画では、まちづくり常任委員会、本特別委員会の審議において、各委員から出された提言や要望等について十分検討され、これからのまちづくりに生かされるようお願いするものであります。

本委員会では出されました、提言、要望の中から抽出して政策別に何点か申し上げます。

政策1、「安全・安心に住みつづるために」についてであります。

各地区の公園は、子供たちが安全に、安心して遊べるよう適正な管理に努め、少子化が進む中、それぞれの公園機能のあり方を検討いただくとともに、子育て世代へ向け、遊具の設置場所等、情報発信をしていただきたい。

政策2、「ともに支え合い、健やかに暮らすために」についてであります。

町立国保病院については、新病院改革プランに基づき、経営改善に向け努力いただいておりますが、依然厳しい経営状況が続く、本年度末には資金不足に陥る見込みであります。新年度にあり方を検討する委員会が立ち上げられますが、本町の地域包括ケアの中心的な施設であることから、将来を見据え、慎重に議論されるようお願いいたします。

児童館について、段階的に集約化することが示されました。閉館となる地区の子供たちが安全・安心に利用できるよう、関係者や関係機関と十分に協議し、対応いたしたい。

政策3、「心豊かに学びつづけるために」についてであります。

学年を拡大し、実施される公設塾や英語指導助手を増員し、こども園から連続した英語教育など、子どもたちの学ぶ意欲を引き出す、特色ある教育が一層充実されるよう期待するものであります。

また、昨年末に文部科学省より新学習指導要領に対応するため、「教育の情報化に関する手引き」が示されました。本町の子どもたちにも遅れることなくＩＣＴ環境を整えろそれらを適切に活用した教育が充実されるよう、将来に向け研究を進めていただきたい。

政策４、「活力と魅力あふれる産業づくりのために」についてであります。

農業は、地域経済を支える基幹産業であり、持続的な発展をしていくことが大切です。このため、環境保全型農業、スマート農業を活用した作業の効率化に向け、今後、講じられる施策のもと、産地競争力のある農業づくりの推進に向けて努力願いたい。

次に、地域交流センターについては、本町の大切な観光資源の一つであります。町の魅力を発信する施設となるよう、指定管理者とさらに連携を強化していただきたい。

政策５、「みんなで創る、持続可能なまちづくりのために」についてであります。

行財政にあっては、非常に厳しい今後５年間の財政推計が示されました。住民と情報の共有を図り、効率的な行財政運営に努めていただきたい。極めて厳しい財政状況を町民の皆様に理解していただくとともに、町の自主財源である各種手数料、使用料について検討の上、見直しを実施していただきたい。

また、老朽化した役場庁舎の整備方針の検討にあっては、将来の行財政運営に大きな影響を与えることから、慎重に協議願うとともに、議会に対し検討状況等について報告願いたい。

以上が、奈井江町第６期まちづくり計画の改定に関する審査特別委員会の審議の概要であります。引き続き、「おもいやり明日へ」をテーマとし、町民と一体となったまちづくりを進めるため、本町の基本理念であります、「町民と協働のまちづくり」がさらに進みますよう期待し、審査特別委員会の報告といたします。

以上です。

●議長

ご苦労さまでした。

付託議案第２号「奈井江町第６期まちづくり計画基本構想の改定について」の討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

付託議案第２号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時25分)

●議長

日程第7、議案第1号「令和元年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

●副町長

第1回定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第1号について説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、この後に提案をいたします特別会計及び企業会計の補正予算も含め、事業費の確定等々による精査であり、少額のことを割愛し、増額や金額に大きな変更のあるものを中心に説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改めて議案の第1号、令和元年度の一般会計予算の補正について説明いたします。

歳入歳出それぞれ3,980万6,000円を減じて、総額を47億953万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出より説明を申し上げます。

21ページをお開きください。

1款の議会費では、旅費等の精査により71万5,000円を減額。

次ページから2款の総務費に入りますが、24ページをお開きください。

下段の行政情報システムに要する経費では、人事給与システムを会計年度任用職員制度に対応するための改修負担金28万6,000円を追加、27ページから28ページにわたります、まちづくり定住促進対策事業では、中古住宅購入助成などの見込み精査により448万7,000円を追加してございます。28ページの上段、6目交通安全対策費では、運転免許証自主返納者へのふれあいチケット交付分など、10名分を追加するとともに、他の経費の見込み精査を行い、2万4,000円を追加してございます。10目の地域振興基金積立金では、ご寄附分と利息分の精査を行い、348万8,000円を追加計上。

31ページの下段、3項1目では、個人番号カード等に要する経費で、事務委任にか

かわる交付金の見込み精査により 19 万 9,000 円を追加計上。

33 ページをごらんください。

3 款民生費 1 項 1 目の社会福祉総務費、障がい者支援に要する経費では、扶助費等の見込み精査により 1,648 万 8,000 円を追加、35 ページの中段、国民健康保険事業会計繰出金で基盤安定負担金の確定により 187 万円を追加してございます。

45 ページからは、民生費に入ります。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の下段、46 ページにわたります老人保健施設に要する経費では、健寿苑の A 重油タンク地下埋設配管改修工事負担金等で、94 万 1,000 円を追加計上してございます。

48 ページをお開きください。

下段の 4 目保健センター費では、病院事業会計負担金等で 40 万 9,000 円を追加、49 ページの下段、一般廃棄物最終処分場の管理運営では、当初、最終処分場の埋立地の上屋補修工事を予定してございましたが、令和 2 年度において過疎債等々を活用しながら更新事業を行うため、係る経費について削減をしてございます。

50 ページから 53 ページにわたります、6 款農林水産業費では、各事業の見込み精査による減額を行ってございます。

54 ページをお開きください。

7 款の商工費であります。奈井江町商工会事業の負担金で、人件費の見込み精査により、補助金 1 万 9,000 円を追加してございます。

8 款土木費であります、58 ページの下段、4 項 2 目の下水道費で、下水道事業会計の見込み精査による繰出金で 224 万 4,000 円を追加、60 ページをごらんください。

9 款の消防費では、人件費にかかわる負担金の見込み精査により 134 万 1,000 円を追加してございます。

10 款の教育費では、61 ページの下段をごらんいただきたいと思います、ことばの教室に要する経費で、砂川市への負担金の見込み精査により 55 万 9,000 円を追加。

次ページをごらんください。スクールバスの運行では、修繕料、燃料費等の見込み精査により 11 万 6,000 円を追加してございます。

70 ページをお開きください。

5 項 5 目の文化ホール費で、燃料費等の見込み精査により 43 万 4,000 円を追加。

72 ページの 6 項 2 目体育施設費では、燃料単価の増により、指定管理委託料 58 万 9,000 円を追加したところでございます。

73 ページ、11 款の公債費では長期債償還の元金及び利子、一時借入金の利子の見込み精査を行い、合わせて 94 万 4,000 円を減額、次ページにわたります 12 款の職員費では、17 万 9,000 円を追加計上したところでございます。

次に、歳入について説明申し上げます。

8 ページにお戻りください。

町税の町民税では、製造業等の納付実績を踏まえた見込み精査により1,106万円を追加計上。4項の町たばこ税では販売数の減により389万1,000円を減額。9ページの6項入湯税では339万3,000円を減額。

12款の1項2目の民生費負担金では、認定こども園保護者負担金等の見込み精査により68万1,000円を追加。

12ページにわたる13款使用料及び手数料では、各費目による見込み精査を行ってございます。12ページから13ページにわたる国庫支出金では、障がい者自立支援給付費等負担金のほか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、プレミアム付商品券事業補助金、社会資本整備総合交付金等々の見込み精査により363万1,000円を減額計上。14ページから16ページにわたる道支出金では、障がい者自立支援給付費等負担金、国民健康保険基盤安定負担金、重度心身障がい者医療費補助金、多子世帯の保険料軽減支援事業費補助金、中心経営体農地集積促進事業補助金、環境保全型農業直接支払交付金等々の見込み精査により331万4,000円を減額してございます。

17ページをごらんください。

寄附金では、北門信用金庫様、岡本克也様からのご寄附により350万円を追加計上。

18ページをお開きください。

20款の諸収入では、雑入など合わせて1,058万4,000円を減額。

20ページの町債では、各事業費の見込み精査により3,660万円を減額計上したところでございます。

なお、以上におけます歳入歳出の差1,136万8,000円につきましては、財政調整基金繰入金と同額追加を計上し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。1番篠田議員。

●1番

歳出のほうの45ページ、老人保健施設に要する経費で、次ページになりますけれども、負担金補助及び交付金で113万3,000円計上されているんですけども、先ほど健寿苑の何か地下タンクの関係の負担金というような話ですが、ちょっとこの辺、詳しく説明をしていただきたい。

●議長

保健福祉課参事。

●保健福祉課参事

ただいまの篠田議員のご質問でございます。

健寿苑のA重油タンク地下埋設配管改修工事負担金の関係でございますが、経過を申し上げます。

平成29年12月、日本介護事業団によります健寿苑のA重油タンク地下埋設配管の定期漏えい検査時に、タンクへの供給圧力が低下をしており、空気が漏れている状況が発覚をいたしました。

原因といたしましては、地下埋設配管に穴があいている等、配管に何か異常があるものと判断をしたところございまして、急遽、地上への仮設配管に切りかえる応急処置をとったところでございます。

このことを日本介護事業団から町へ報告がございまして、今回の漏えいによる配管改修等についての費用負担についてどう取り扱うかということについての継続協議を行ってきたところでございます。

協議の趣旨、内容といたしましては、施設竣工から約30年経過する中、経年劣化による施設無償譲渡前から異常がなかったのかどうか、それと地下埋設配管により、現実に目視ができないという状況から、どの時点で改修が必要であったかが明らかでないことなどから、日本介護事業団のほうから、いわゆる改修時の負担につきましては、町に対しても負担を求めたいという意向が示されたところでございます。

この意向に対し、町といたしましては、無償譲渡契約に基づく瑕疵担保の取り決めとの調整、可否について内部協議を進めてきたところでございます。

結果といたしまして、今回の漏えいが地下埋設のため目視できず、無償譲渡以前か以降かが断定できないケースになるという判断のもと、費用負担につきましては、日本介護事業団と折半することを提案したところございまして、それについて同意をいただいたところでございます。

改修工事につきましては、本年2月3日より施行されたということで報告を受けておりまして、配管の交換と土壌の汚染状況の確認をしたところでございます。

結果として報告を受けている内容といたしましては、消防署立ち会いのもと、配管の交換と土壌汚染の状況調査、確認を行い、結果といたしまして、汚染による土壌に影響がないものと判断をいただいたところございまして、埋め戻しをさせていただいたということで、2月18日に工事が完了したという経過でございます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

1 番篠田議員。

●1 番

経過はわかりました。瑕疵の期間を定めている中で、埋設されている部分でもあり、わからないということで双方が半分を持つというお話なんですけど、最終的には、精算、工事費のかかったものをきちっと折半をするというような形になってくるんですか。

●議長

保健福祉課参事。

●保健福祉課参事

篠田議員の再質問でございます。

議員のお話のとおり、最終的に、今、工事が完了した段階での工事精算に基づく、その精算額に対して折半という形で協議を進めているところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

3 番竹森議員。

●3 番

2 つ質問したいと思います。

まず、13 ページの民生費の国庫補助金について、今回、プレミアム付商品券事業補助金が減額になっているということは、多分、商品券が思っていたより受け付けがなかったということなので、その詳細についてお知らせ願いたいと思います。

2 つ目に、31 ページの個人番号カード等に要する経費ということで、今回補正になっているわけですが、聞くところによりますと、なかなかマイナンバーカードが普及しないということで、国が公務員に対して、たしか年度内ぐらいにカードをつくりなさいということで、多分、そういうこともあってのことだと思うんですけど、その内容について、町のカードの保持率がどうなったのかお聞きしたい、多分、国保において来年の3 月から国保の診察券というか、国保の保険証とマイナンバーカードが何か連動するようなことなんですけども、次年度それに向けた、見込みというか、これから多分町民に普及させていかなければならないんですけど、このことについては国民にも賛否があって、町としてもなかなか、国がやりなさいということなので、やっていかなければならないんですけど、どのように来年度臨むのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

●保健福祉課長

出席、お疲れさまでございます。私のほうから、プレミアム付商品券の事業の実施状況についてお答えしたいと思います。

まず、この商品券につきましては、昨年の10 月から購入券の申請、そして販売等が始まったわけですが、まず一つに、低所得者分といたしまして、対象となった方につきましては1,297 人ということでございます。そのうち申請をし、引換券を送付した方については518 人ということで、申請率につきましては、約40%となっております。そのうち商品券を購入した方につきましては457 人ということで、購

入率ということでいけば、申請者のうちの88.2%ということとなっているところでございます。

あともう一つに、子育て世帯分という商品券の購入がございますが、子育て世帯分につきましては、対象者91人全員に購入の引換券を送付しておりまして、うち商品券を購入した方につきましては35人ということで、購入率ということでございますが、38.5%という状況となっております。

以上でございます。

●議長

町民生活課長。

●町民生活課長

定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、竹森議員の2点目のご質問でございますが、マイナンバーカードの所持率というところかと思いますが、令和2年2月9日締めで交付枚数につきましては925枚ということで、交付率でいきますと17%というような状況になっております。

申請件数につきましては1,114枚というようなところで、実際に当町に届いて交付したのがそのうちの925枚ということでご理解いただきたいと思います。

また、町職員の所持というところでございますが、これにつきましては、3月末までに共済組合等々から、通知が来ているところでございますけれども、その部分で順次、職員のカード作成も進んではいるところでございまして、職員のみで把握しているところでございますので、報告をさせていただきたいと思いますが、117人に対して82人ということで、70.1%の所有状況というようなことになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それとまたあわせて、来年以降の医療機関でのカードの保険証とのひもづけというところになってきますけれども、これらにつきましては、まだ国のほうから事務手続ですとか段取りの詳細というのがまだ来ていないというところで、詳しくはご説明できないんですが、いずれにいたしましても、医療機関でマイナンバーカードの読み取る機械を設置しなければならないだとか、そういった部分で医療機関の理解、協力が必要になってくるのかなと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長

3番竹森議員。

●3番

2つ質問したので、1つずつ質問したいと思います。

まず、1番目のプレミアム商品券、低所得者層向けがちょっと申し込みが足りなかった、少なかったのかなという感じですがけれども、その原因についてはどう捉えているの

か、ちょっとお聞かせ願いたい。

●保健福祉課長

ただいまの申請率が低かった要因ということのご質問だったと思いますが、まだ、今回、40%ということで低かった理由としての想定されるものにつきましては、国が定めるとおりの事務手続ということになって進めてまいりましたが、引きかえ券の申請と商品券の購入で2回の手続による煩雑さというのもちょっと1つの要因としてあったのかなと認識しておりますし、また、商品券購入のための出費、1セット当たり4,000円になりますが、やっぱり必要だったということでの抵抗感というか、そういうものがあったのではないかとことをちょっと想定しているところでございます。

●議長

3番竹森議員。

●3番

わかりました。

次に、2つ目の再質問ですけれども、マイナンバーカードはいろいろ国民の間でも異論があって、なかなか普及していないのが現状ですけれども、今回、こうすることで国の強制と言ったらおかしいんですけど、そういうことで公務員から始めようということらしいんですけども、今度、6月、9月ぐらいからか、また、キャッシュレスで、ひもつけてやるということで、また、一般の国民の普及率を上げようという、そういうもくろみもあるようです。

確かに、3月に向けて、国保のカード連動ということがあるんですけど、結局、このままいくとそう率は上がらないので、結局は今までみんな持っている保険証とカードと二重発行になる。なかなか苦しい場面なんですけれども、異論があるので何とも言えないですけれども、なるべく普及するように願って質問を終わります。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時48分)

●議長

日程第8、議案第2号「令和元年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の76ページをお開きください。

議案第2号、令和元年度国民健康保険事業会計補正予算の第2号は、歳入歳出の総額に2,678万円を追加をし、2億1,131万6,000円とするものでございます。

歳出より説明申し上げます。

82ページをお開きください。

1款の総務費では、臨時職員の賃金等の見込み精査により、79万9,000円を減額。

83ページをごらんください。

4款の諸支出金では、直営診療施設勘定繰出金、病院で購入いたしました医療機器の金額等の確定により、繰出金901万8,000円を追加してございます。

次に、歳入について説明申し上げます。

79ページにお戻りください。

1款の国民健康保険税では、賦課実績により見込み精査により369万円を追加。

80ページにわたります繰入金では、保険基盤安定繰入金の確定などにより571万3,000円を追加。

6 款の諸収入では、81 ページをごらんいただきたいと思います。2 項の雑入において、平成30年度決算額の確定による空知中部広域連合からの返還金等で848 万円を追加。

3 項の診療施設補助金では、今ほど説明をいたしました病院の医療機器分等々で910 万9,000 円を追加したところでございます。

以上におけます歳入歳出の差につきましては、国保基金積立金を1,856 万1,000 円追加計上し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時51分)

●議長

日程第9、議案第3号「令和元年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の８５ページをお開きください。

議案第３号の令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について説明申し上げます。

本補正につきましては、１４３万５,０００円を追加し、総額を９,９９２万２,０００円とするものでございます。

それでは、歳出より説明申し上げます。

８９ページをお開きください。

２款の後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込み精査により１４３万５,０００円を追加計上。

８８ページの歳入であります。１款の後期高齢者医療保険料の算定実績による見込み精査により２３６万５,０００円を追加する一方で、３款の保険基盤安定繰入金など、一般会計繰入金の見込み精査により９３万円を減額したところでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第３号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時53分)

●議長

日程第 10、議案第 4 号「令和元年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 90 ページをお開きください。

議案第 4 号、令和元年度の下水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、620万2,000円を減額し、総額を4億1,925万7,000円とするものでございます。

補正の内容について、歳出より説明申し上げます。

95 ページをお開きください。

97 ページにわたります 1 款下水道費では、各事業費の見込み精査により合計484万3,000円を減額計上。

2 款の公債費では、長期債利息の精査により135万9,000円を減額計上してございます。

続いて、歳入について説明いたします。

93 ページをお開きください。

1 款の使用料及び手数料では、納付実績に基づく見込み精査により631万円を減額計上。

2 款分担金及び負担金では、受益者負担金収入76万4,000円を追加。

94 ページの町債では、各事業費の確定により290万円の減額を行ったところでございます。

以上におけます歳入歳出の差224万4,000円については、一般会計からの繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時56分)

●議長

日程第11、議案第5号「令和元年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の98ページをお開きください。

議案第5号、病院事業会計補正予算(第2号)の概要について説明申し上げます。

初めに98ページの第2条、業務の予定量の補正をごらんいただきたいと思います。

患者数では、入院で1日当たり4名減、延べ1,464人を減じています。

外来と指定居宅サービスでは、1日当たり6.8人、延べ1,641人の減と見込んだところでございます。

次に、収益的収支の支出から説明申し上げます。

105ページをお開きください。

病院事業費用の医業費用の給与費では、職員費の見込み精査により190万1,000円の減額。

材料費では、薬品、診療材料費等の見込み精査により856万3,000円を減額。

経費では、光熱水費、委託料等々の見込み精査により760万5,000円を減額で
ございます。

107ページをお開きください。

減価償却費では、機械及び備品分更正により143万2,000円を減額。

資産減耗費では、医療機器等除却により142万9,000円を追加。

医業外費用のサービス付高齢者向け住宅では、負担金等の見込み精査により83万3,000円を追加したところでございます。

続いて、収益的収入について説明いたします。

103ページをお開きください。

病院事業収益の医業収益では、患者数の減等により合計1,935万2,000円を減額。

104ページにわたります医業外収益では、サ高住の給食費、その他医業外収益のおむつ代等の精査により108万9,000円を減額したところでございます。

次に、資本的支出について説明いたします。

109ページをお開きください。

資本的支出、建設改良費の資産購入費では、医療機器購入費用の精査により251万7,000円を減額。

108ページにお戻りください。資本的収入の企業債では、事業費の精査により490万円を減額計上したところでございます。

次ページにわたります国・道補助金では、国民健康保険調整交付金の確定により236万1,000円を追加したところでございます。

以上の結果、単年度実質収支では9,192万3,000円の赤字、繰越実質収支では4,783万2,000円の赤字を見込んでございます。

以上、補正予算の概要について説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、この時計で11時10分まで休憩いたします。

(休憩)

(11時00分)

日程第12 議案一括上程

(11時10分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を行います。

日程第12

議案第12号「奈井江町固定資産評価審査委員会条例及び奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」

議案第13号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

議案第17号「奈井江町敬老祝品等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第20号「砂川市と奈井江町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について」

議案第21号「奈井江、浦臼町学校給食組合規約の変更について」

議案第22号「奈井江、浦臼町学校給食組合の解散について」

議案第23号「奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分について」

議案第6号「令和2年度奈井江町一般会計予算について」

議案第7号「令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第8号「令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第9号「令和2年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 10 号「令和 2 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」
以上、12 議案を一括議題といたします。

令和 2 年度町政執行方針（町長）、及び令和 2 年度教育行政執行方針（教育長）

●議長

（11 時 12 分）

この際、町長に令和 2 年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

（町長 登壇）

●町長

令和 2 年第 1 回奈井江町議会定例会に当たり、町議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、町政を推進してまいりたく、町政執行への私の所信を申し上げます。

私が町長に就任してから 1 年が経過いたしました。この間、町長という責任の重さを十分に自覚し、町政の執行に誠心誠意当たってまいりました。

これからも町民の負託に応えるため、この心構えを忘れずに、町政の推進に当たる所存であります。

今日の我が国における経済状況は、本年 1 月に内閣府が発表した令和 2 年度の経済見通しによりますと、雇用、所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれるとされておりますが、新型コロナウイルスが及ぼす経済への影響など、先行きの不安材料も見られるところであります。

また、我が国における将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況であり、地方自治体の運営に当たっては、地方創生の取り組みや公共施設の老朽化対策、さらには近年多発する災害への対応など、直面するさまざまな課題に対処しながら、いかに持続可能なまちづくりを進めていくか模索していかなければなりません。

奈井江町は、令和元年度に第 6 期まちづくり計画前期実施計画の最終年度を迎え、これまで取り組んできた 1 つ 1 つの政策や事業の検証を行うため、まちづくり町民委員会や関係団体との意見交換会、町民説明会などを通じて、各界各層、多くの町民の皆様、さらには町議会議員の皆様と闊達な議論を行い、令和 2 年度からの後期実施計画をつくり上げてまいりました。

今後とも町民との協働による計画づくりを初め、町民との情報共有、町民参加の取り組みの充実を図り、奈井江町の住民自治が一層進化するよう取り組んでまいります。

また、令和 2 年度は第 2 期奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートする年度でもあります。これまでの成果に新たな視点を加えながら、町内外の方々が住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、引き続き移住定住対策を重点

事業に位置づけ、総合的な事業の展開を図ってまいります。

奈井江町には、日本一の食味をほこるブランド米ゆめぴりかや北海道住電精密株式会社を初めとする立地企業の高い技術力など、町の強みとなる貴重な資源がたくさんあります。奈井江町の誇りと言えるこれらの資源の魅力について、町民と一丸となって町内外に広く発信してまいります。

以上を踏まえ、新年度の町政執行に当たり、引き続きまちづくり自治基本条例の基本理念に基づく住民自治、町民同士の相互扶助、未来志向、この3つの言葉をキーワードに、町民参加の視点を重視し、各施策の推進、課題の解決に向けて取り組んでまいります。

それでは、令和2年度の主な施策について申し上げます。

安全安心に住み続けるために、防災、生活環境の整備、防災と交通安全対策ですが、全国で頻発する自然災害について、その備えと対策の充実が重要となっています。

本年度は、関係機関のほか、広く町民に参加を呼びかけ、総合防災訓練を実施するほか、防災行政無線のデジタル化を行ってまいります。

交通事故の撲滅に向けて、交通安全協会など関係団体との連携により、各種交通安全運動を展開するほか、高齢者の運転免許証自主返納の取り組みを進めてまいります。

公営住宅の整備については、住みよい住環境となるよう、適正な管理運営に努めるとともに、向ヶ丘団地については入居希望者のニーズに沿った形で入居条件の緩和措置を行い、入居率の向上と施設の有効活用に努めてまいります。

町道の整備については、計画的な2次改修を進めるため、西一条通り（イ）道路改修工事を実施するなど、安全な道路の維持管理に努めてまいります。

公園整備については、子供たちの利用状況や子育て関係者、地域の方たちの意向等を踏まえ、公園遊具の集約化に向けた最重点地区として白樺公園の遊具更新工事を実施してまいります。

2つ目、環境衛生の充実、ごみ、し尿処理対策では、今後もコストの軽減や環境対策を考慮し、関係市町との連携により、効率的な運営に努めてまいります。

また、一般廃棄物最終処分場については、埋立地上屋シートの全面張りかえ工事を実施してまいります。

ごみの分別、不法投棄対策では、年々人口が減少しているにもかかわらず、ごみ全体の排出量は依然として微増しております。

本年3月をもって容器・包装プラスチックの分別収集を終了となりますが、引き続きごみの減量化、資源化、分別の徹底等を図るため、広報紙やホームページを活用した広報活動を強化するなど、住民意識の向上に努めてまいります。

また、子供たちや企業、団体と全町一斉クリーン作戦を実施するほか、啓発看板や監視カメラの設置等、不法投棄の防止に努めてまいります。

葬斎場の老朽化に対応するため、砂川地区保健衛生組合が管理する葬斎施設の共同利用について協議を進めてまいります。

2番目、ともに支え合い、健やかに暮らすために、健康づくりの推進では、生活習慣

病予防対策とがん検診の推進で、町民誰もが健康で生き生きと心豊かに生活することができるよう、生活習慣病予防として進めている特定健診の受診率向上を目指します。

また、若い世代からの受診勧奨をさらに強化するとともに、個別指導や健康教室の充実を図り、町民1人1人が健康に関心を持ち、生活習慣改善につながるよう進めてまいります。

あわせて特定健診とがん検診の実施時期、乳がん等の無料クーポン券配布事業を継続し、がん検診の推進に努めてまいります。

健康づくりと介護予防の一体的支援として、高齢化が進行する中、健全な食生活や運動など、高齢者の介護予防、健康づくりを推進することがますます重要になっています。

このため、町民の憩いの通いの場である健康運動フロア事業ひまわりクラブなどの運動、認知症予防、栄養改善による介護予防対策を強化してまいります。

また、町民の主体的な地域サロン活動や運動サークル、食生活改善推進協議会などへの側面的な支援を継続してまいります。

心の健康づくり対策では、心の健康問題が重要視される中で、誰もが自殺に追い込まれることのない町の実現を目指し、昨年策定した命を守るネットワーク推進計画、自殺対策計画ではありますが、これに基づき、心の健康づくりの普及啓発など、全町的な取り組みを推進してまいります。

医療・介護・福祉の推進として、病診連携、病病連携の推進であります。

地元医歯会との病診連携事業を推進し、かかりつけ医の継続した診療体制のもと、町民が安心して療養できる医療と介護の提供に努めてまいります。

また、病病連携事業により、砂川市立病院からの小児科医師の派遣、入院患者の継続的な診療体制の確保などを継続するほか、中空知管内自治体病院のネットワークを生かした診療に努めてまいります。

町立病院の経営健全化であります。

医師などの地域偏在の問題など、地域医療を取り巻く状況は依然として厳しさが続いておりますが、町立病院では、常勤医師4名とともに、協力大学、砂川市立病院からの医師派遣を受けながら、診療体制の維持に努めてまいりました。

一方で、町立病院では、新公立病院改革プランに基づく経営改善の取り組みを進めてきましたが、患者数の減少による収益低下などにより、厳しい経営状況が続いています。

このため、中空知二次医療圏における役割の明確化、将来を見据えた上での経営形態や規模など、今後、町立病院をどのように運営していくべきか、医療関係者や町内外の有識者による検討委員会を設置し、病院経営の健全化に向けた取り組みを一層推進、促進してまいります。

地域包括ケアシステムの推進であります。

本町の高齢化が確実に進む中、介護に対する不安を軽減し、高齢者やその家族が安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムのより一層の推進が必要です。

サービス付高齢者向け住宅「あんしん」では、身近な医療と介護サービスの提供に加え、地域のつながりの中で安心して生活を続けられるよう、施設の特徴を生かした運営

に努めてまいります。

また、医療・介護・予防などのサービスが切れ目なく一体的に提供されるよう、地元介護サービス事業者との連携により、在宅、施設のサービス提供体制の充実を図るとともに、高齢者等の社会参加や生きがいづくりなど、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

全町的な支え合いネットワークの推進では、町民誰もが住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられるためには、町民が互いに協力し、支え合う地域社会を築いていくことがますます重要になっています。

一昨年から住民主体によるサロン活動が始まり、高齢者を支える多様なネットワークが少しずつ広がりを見せています。

今後とも社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、活動に対する支援体制を充実するとともに、地域全体で支え合える体制づくりを進めてまいります。

認知症施策については、引き続き砂川市立病院の精神科専門医のサポート体制のもと、認知症初期集中支援チームと連携しながら、早期診断、早期対応に向けた支援体制を推進するとともに、認知症に対する全町的な理解を深めるための啓発に努めてまいります。

また、高齢者の権利擁護に向け、成年後見人制度の普及促進を図り、在宅で安心して暮らせる体制づくりに継続して取り組んでまいります。

障がい者支援では、「おもいやりの障がい福祉条例」のもと、障害者への理解や交流を深めるため、北翔大学との連携事業を進めるとともに、雇用や就労を促進するための助成事業の実施により、障がい者の社会参加を支援してまいります。

国民健康保険税の改正であります。

国民健康保険税の税率について、北海道から示される市町村標準保険料率に近づけるため、令和2年度に資産割を廃止するほか、税率改正を段階的に進めてまいります。

3番目の子育て環境の充実であります。

子育て世帯への支援、子供たちが安心して必要な医療が受けられるよう、18歳、高校生までを対象とした子供医療費の無料化や小中学校の給食費についての第2子半額助成、第3子無料化など、各種支援を継続し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

妊娠、出産、子育ての支援では、健やかな妊娠と出産を迎えられるよう、14回分の妊婦一般健康診査、6回分の超音波検査の公費負担とともに、不妊治療費の助成を継続し、健康診査の受診促進と経済負担の軽減を図ってまいります。

また、妊娠や出産、子育てに関する不安の解消を図るため、子育て世代包括支援センターによる身近で切れ目のない相談支援を進めてまいります。

認定こども園はぐくみの運営では、園児や保護者の気持ちに寄り添い、1人1人の個性を大切にしながら、基本的な生活習慣を育成するとともに、英語教育や運動、食育など、特色ある教育、保育を充実するほか、幼小中高の連携による相互交流を実施し、小学校以降の連続性のある教育につなげてまいります。

また、医療的なケアが必要な子供の受け入れを初め、多様な保育ニーズに対応するた

めの体制整備を進めてまいります。

保育料については、国における3歳児以降などの無償化に加え、本町独自に5歳児までの軽減措置を継続してまいります。

3番目、心豊かに学び続けるために。

教育環境の充実、学習環境の充実では、児童の基礎学力習得に向けて、充実した指導を行うため、本町独自に教諭1名を配置して35人学級を実施するほか、特別支援教育支援員を配置し、児童生徒や保護者にとって充実した学校生活が過ごせるよう、学習環境の整備を図ってまいります。

このほか、複数の英語指導助手を配置し、外国語教育の充実に努めてまいります。

学校給食の広域化では、本年8月からの学校給食業務を砂川市に委託します。引き続き円滑かつ安定的に給食が提供されるよう、関係機関や保護者、学校と十分連携しながら業務を進めてまいります。

奈井江商業高等学校の支援では、奈井江商業高等学校に対する支援については、新年度から入学支援金を廃止しました。

一方で、教育活動や高校の魅力、特色を充実することができないかなど、高校を初め、教育関係者などと十分協議しながら、今後の支援のあり方について検討を進めてまいります。

4番目、活力と魅力あふれる産業づくりのために。

農林業の振興、農業の振興では、令和元年産の農産物は5月下旬から7月中旬にかけておおむね天候に恵まれ、順調な生育となりました。水稲については、8月中旬から下旬にかけての低温、日照不足などの影響が心配されましたが、9月上旬以降の天候回復により、登熟は平年並みとなり、作況指数は北海道で104、北空知でも105のやや良との発表ではありますが、当町では103程度と受けとめております。品質においては、ゆめぴりかのたんぱく6.8%以下の出荷率が全道トップクラスであり、これは農業者の皆様のたゆまぬ努力のたまものであります。

こうした農業関係者の努力に応えるため、産地ブランド確立支援事業の見直しを行いながら、引き続き側面的支援を実施するとともに、奈井江産米のブランド確立のため、JA新砂川との連携強化を図ってまいります。

また、農業生産の効率化、省力化への取り組みを加速化させるため、RTK—GPSガイダンスの更新費用やドローン免許取得費用に対する支援を新たに実施してまいります。

TPP11や日EU・EPAに加え、日米貿易協定が発行されるなど、過去にない市場開放を迎え、農家経済や日本の食を支える北海道農業に与える影響が懸念されております。

今後とも農業者が安心して営農を続けられるよう、町村会等を通じ、国に対する要請活動を行ってまいります。

土地改良事業、道営土地改良事業については、耕作環境の改善、将来にわたる農地の円滑な集積化を推進するため、継続地区となる茶志内東1地区、茶志内東2地区におい

て、区画整理事業等を実施するほか、高島東地区の調査事業に着手するなど、引き続き計画的な事業の推進に努めてまいります。

また、老朽化が進んでいる高島排水機場の改修工事实施に向けた施設の機能診断を実施してまいります。

林業の振興では、林業において、森林が持つ生態系や水源涵養機能など、その役割を適切に果たすことができるよう、町有林の計画的な造林事業を実施するほか、北海道による林道京極線の事業推進に向けて要請を行ってまいります。

また、森林環境譲与税基金を活用し、世代交代などで整備が行き届かない森林所有者に対するPRや意向調査を実施するなど、引き続き関係機関と連携を図り、計画的な造林事業等の推進に努めてまいります。

商工業・観光の振興の商工業の振興においては、町の保証融資制度は多くの事業者にご利用いただいております、引き続き利子補給等による経営改善や事業者の育成に努めるとともに、商工会と連携し、中小企業、小規模事業者の支援に関する総合的な仕組みの検討を進めてまいります。

また、商工業活性化推進交付金を継続し、商工会や関係団体などが連携して行う町のにぎわいを生み出すイベント事業など、中心市街地の活性化に向けた取り組みに対する支援を行うとともに、町内立地企業の取り組みや技術力などの積極的な情報発信に努めてまいります。

観光の振興では、観光協会と商工会、農協、町との連携により、にわ山森林自然公園で開催された「第2回ないえさくら祭り」には、町内外から8万2,000人が来場するにぎわいを見せました。来場者が、町内の観光施設や商店などに立ち寄ることは、町のイメージアップや特産品のPRなど、地域経済効果に大きく寄与することから、引き続き観光協会の取り組みを支援してまいります。

現在、休館している「ないえ温泉」については、本年3月に取りまとめる報告書をもとに、議会の皆様、町民の皆様との議論を重ねながら、9月ごろをめどに、今後の温泉のあり方を決めてまいります。

道の駅として町の観光施設の役割を持つ地域交流センターは、多くの方々に利用いただいておりますが、適切な維持管理を行うとともに、より一層のサービス向上を図るため、引き続き指定管理者と連携を図り、施設の活性化に努めてまいります。

企業との連携、支援の充実では、米中貿易摩擦により遅れておりました北海道住電精密株式会社の新工場操業については、本年夏ごろに開始する予定とお聞きしております。今後とも町内立地企業が堅実な経営のもと、地域経済を支えていただけるよう、必要な情報交換や支援を行ってまいります。

空知団地については、中小企業基盤整備機構や北海道、さらには美唄市との連携を図りながら、分譲に向けたPRと関係情報の収集や誘致活動に努めてまいります。

5番目、みんなで創る持続可能なまちづくりのために、地方創生の取り組みの総合的な移住定住対策の推進であります。

第6期まちづくり計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体的な取り組みが新た

な人の流れを生み、人口減少に対しては一定の抑制効果があらわれています。引き続き町内在住者の定着、町外からの移住促進を図るため、新築住宅建設助成や中古住宅購入助成、民間賃貸住宅家賃助成などの住宅施策を実施するとともに、子育てや保健、教育、産業など、総合的な移住定住対策の推進を図ってまいります。

また、広報紙やホームページ、SNSなど、さまざまな媒体の活用やふるさと納税を通じて、本町の魅力や地域資源を町内外に広く情報発信し、町民の定着や若い世代の移住、関係人口の創出につなげてまいります。

町民主体のまちづくりの推進では、地区担当職員制度の推進と町政懇談会がありますが、地域コミュニティの維持活性化を図るために各地域の特性に応じた町民主体の取り組みを進めることが大切です。

このため、地域カルテの作成、活用を通じて、地区担当職員と地域住民との課題の共有化を図るとともに、地域活動の活性化に向けた支援を行ってまいります。

連合区単位で開催していた町政懇談会については、参集範囲や開催時間、回数等の検討を行い、町政運営や地域課題等について、より多くの町民と意見交換ができるよう、開催方法の見直しを行った上で実施してまいります。

新たな担い手、活動団体の育成では、まちづくりチャレンジ事業を創設し、町民や団体が行う新規イベント事業などへの助成を行い、まちづくりに取り組む新たな担い手の育成と地域活性化を進めてまいります。

行政情報の積極的な発信では、町民と協働のまちづくりを進めるためには、行政情報の積極的な発信と共有が必要なことから、財政推計を毎年度、定期的に公表するなど、町民への情報提供の充実を図ってまいります。

役場庁舎の整備については、供用開始から48年が経過し、災害拠点としての機能の確保が課題となっています。庁舎の耐震機能や住民サービスの充実に向けた課題を整備し、具体的な整備の方針を検討してまいります。

地域間交流の推進のハウスヤルビ町の交流では、昨年9月、私は20年ぶりに友好都市フィンランド共和国ハウスヤルビ町を訪問し、25年の長きにわたって築き上げてきた両町の深いきずなを実感してまいりました。本年度は、ハウスヤルビ町からの訪問団の受け入れのほか、ハウスヤルビ町へのメッセージ動画の作成や日本語の図書贈呈などを行い、国民相互の交流がさらに深まるよう取り組んでまいります。

高梁市との交流では、昨年、西日本豪雨災害の復興支援のための友好都市岡山県高梁市に技術職員を派遣したことを機に、両市町長が互いの市町を表敬訪問するなど、相互の交流を深めてまいりました。

今後は、両市町の周年行事における交流や備中神楽の伝承事業を通じた交流文化の推進などについて協議を進めてまいります。

終わりに、令和2年度の一般会計予算については、限られた財源のもと、財政の健全化を念頭に置きながら、第6期まちづくり計画後期実施計画をベースに予算編成を行った結果、一般会計の予算総額は45億9,300万円、特別会計、企業会計を合わせた全会計の予算総額は64億5,393万円となったところであります。

人口減少や少子高齢化の進展の中で、持続可能な行財政運営を目指すためには、各種施策の計画的かつ効率的な推進を図るとともに、前例にとらわれることのない、新たな視点を持って、多様化する町民ニーズや行政課題の解決に取り組んでいかなければなりません。

町議会議員の皆様、町民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和２年度の町政執行に当たっての所信といたします。

●議長

(1 1 時 4 2 分)

次に、教育長に、令和２年度教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

お手元にございます令和２年度教育行政執行方針１ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、令和２年第１回奈井江町議会定例会に当たり、町議会議員の皆様、町民の皆様に私の所掌する教育行政の執行方針を申し上げます。

近年の我が国においては、少子高齢化や人口減少が進む中、人工知識や情報通信における技術革新を初め、グローバル化など、加速度的に変化や進展を遂げることが予想される中、未来を担う子供たちには、多様化する社会にも対応し、力強く生きる力を育むことが求められております。

教育の役割は、さらに大切さを増している中、奈井江町においては、家庭や地域、学校、関係団体との連携により、また、幼小中高の教育機関における相互支援など、教育活動の充実を図りながら、子供たちの健全育成を実践しております。

本年からの第６期まちづくり計画後期実施計画においては、本計画で掲げた政策テーマである未来を担う子供の育成、生涯にわたる学びの推進に向け、家庭や地域、学校、関係団体との連携を一層深めながら、教育行政を推移してまいります。

また、現在の教育ビジョンは、令和３年度までの期間であることから、家庭や地域、学校等の協議を重ねながら、次期教育ビジョンの策定に向けた取り組みを進めてまいります。

学校教育では、本年度から小学校で新学習指導要領が全面実施となり、中学校においては、令和３年度に向けた移行期間となりますが、円滑な接続となるよう、適切な対応に努めながら、学力の基礎基本の定着を初め、思考力、判断力、表現力などの育成を図るため、小中学校における統一した学習指導を初め、引き続き小中連携の推進に努めてまいります。

また、社会教育では、全ての町民が生涯を通じ、健康で心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習活動や文化スポーツ活動などを推進しております。

それでは、令和２年度の主要な教育施策について申し上げます。

１、未来を担う子供の育成。

学校教育を充実します。

奈井江町教育振興会活動の推進。

奈井江町教育振興会において、全国学力学習状況調査などの結果分析を通じて、教育課程や指導方法等を課題改善策を検討するとともに、小中学校で統一をした学習規律の浸透、授業づくりを実践してまいります。

基礎学力と家庭学習定着化への支援。

児童の基礎学力習得に向けて、１人１人の細かな指導を行うため、小学校３５人学級編成に取り組むほか、読むこと、書くことなど、学習意欲を高めるため、学校と連携しながら、漢字検定を実施してまいります。

また、家庭学習の定着に向けては、児童に対する放課後学習支援や、中学生に対する公設塾を引き続き実施するとともに、令和３年度からの新たな公設塾のあり方について検討してまいります。

家庭や地域と一体となった学校運営の推進。

学校運営や子育て支援の充実を図るためには、家庭、地域、学校が共通認識を持ち、ともに学校運営を推進していくことが大切です。家庭を初め、幅広い地域住民が学校運営に参加していただく学校運営協議会の設置により、地域に開かれた学校運営を推進してまいります。

英語教育の推進。

小学校では、新学習指導要領の実施に伴い、外国語活動時数が増加することとあわせ、幼少期から英語になれ親しみ、国際感覚やコミュニケーション能力を高めるため、複数の外国語指導助手を雇用するほか、中学生を対象に、英語検定料を助成し、実践的コミュニケーション能力の向上を図ります。

特別支援教育の推進。

特別な支援を必要とする児童生徒やその保護者にとって、安心した学校生活が過ごせるよう、特別支援教育支援員を配置し、児童生徒の生活面や学習面を支援します。また、関係機関と連携した相談体制により、支援を必要とする児童生徒の早期発見、早期対応に努めます。

（２）豊かな心と健やかな体の育成を推進します。

あいさつ運動の推進。

挨拶は子供たちの健全な育成の原点であります。子供たちが自発的に誰にでも元気よく挨拶ができるよう、あいさつ運動の推進に努めます。

道徳教育の推進。

自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間としての道徳性を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育を推進してまいります。

郷土学習の推進。

学校田を通じた体験学習を初め、郷土の歴史、文化、基幹産業などを学ぶことは、自

然や郷土愛を育み、人間関係などの社会性を身につける上でも大切な学習の1つです。
今年度も地域の皆様のご協力のもと、郷土学習を実施します。

学校給食の広域化。

本年度からの広域連携による学校給食運営に当たっては、支障なきよう万全を期して、安定した学校給食の提供に努めてまいります。

いじめや不登校対策。

子供たちへのアンケートや教育相談などを通じて、未然防止と早期発見、早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置により、学校と家庭、地域、関係機関との連携を強化し、教育相談の充実と子供たちの心の成長を支援いたします。

また、奈井江町いじめ防止基本方針に基づき、救済委員会など関係機関と連携を図り、いじめの根絶に向けた取り組みを推進します。

(3) 快適な学習環境の整備を推進します。

学校施設の適正な維持管理。

日ごろから施設点検に努め、必要に応じた修繕など、適正な施設管理を行います。

スクールバスの更新。

老朽化した車両の更新とともに、遠隔地の児童生徒の交通手段を確保するためスクールバスを運行します。

(4) 多様な教育機会の支援を推進します。

幼小中高連携による教育活動の充実。

幼小中高の連携による乗り入れ授業や授業交流など、相互理解と相互支援を図りながら、教育活動の充実に努めます。

就学援助事業の実施。

経済的理由により就学に対する負担が困難な家庭に対し、必要な援助を行うとともに、新入学学用品費については、入学前支給による早期支援を行います。

学校給食費助成。

第2子を半額助成、第3子以降の給食費無料化により、子育て支援を推進いたします。

奈井江商業高等学校支援。

本町のまちづくりに欠かすことのできない高校の存続に向けて、通学費や制服購入費、検定費用など、助成事業を継続するほか、高校と協議を重ねながら、新たな高校の魅力づくりに検討してまいります。

(5) 子供の健全な育成を推進します。

子どもの権利に関する条例の推進。

子ども会議の活動など、子供たちの社会参加への支援を初め、子どもの権利に関する条例の普及促進に努めます。

小中学生の芸術鑑賞会。

子どもたちの健やかな心を育成するため、芸術鑑賞会を開催します。

中学生においては文化ホールでの良質な音楽に触れる機会をつくとともに、聞くマナーの習得など、規範意識の向上を図ります。

2、生涯にわたる学びの推進。

(1) 生涯学習活動を推進します。

図書館事業。

乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の学べる場として図書の充実に努めるほか、季節ごとのイベントでの図書展示に工夫を凝らした魅力ある図書館運営を行ってまいります。

また、新たにこども園や子育て支援センター、学校と連携を図り、現在、行っているブックスタート事業に加えて、3歳児と保護者を対象とした絵本の紹介、読み聞かせの指導を行うブックセカンド事業、小学校入学児童を対象とした本の紹介やプレゼントを行うブックサード事業に取り組み、図書館利用の推進と図書活動の推進を図ってまいります。

公民館講座。

町民の学習機会の充実や地域活動への参画を促進するため、町民ニーズを把握しながら、公民館講座を開催してまいります。

(2) 楽しく参加できる生涯スポーツを推進します。

各種スポーツ教室の開催。

各年齢層に合わせた運動教室の開催など、体育施設の指定管理者や関係機関と協力しながら、町民の健康づくりを推進します。

(3) 個性豊かな芸術文化を推進します。

文化ホール実施事業の開催。

芸術文化の拠点となる文化ホールは、演奏家から高い評価を受けるなど、クオリティの高い音楽ホールを有しております。幅広い年齢層の方々にご来場いただけるよう、コンサートなど実施事業の開催をしてまいります。

むすび。

令和2年度の教育行政の執行に関する主要な教育施策について申し上げます。執行に当たりましては、社会変化に的確かつ迅速に対応し、町民の皆さんの負託に応えるため、教育関係者並びに教育行政との緊密な連携と信頼関係を大切にし、教育振興を最善の努力をしてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上、令和2年度教育行政執行方針といたします。

●議長

以上で、執行方針の説明を終わります。

ここで1時まで休憩といたします。

(昼休憩)

(11時53分)

●議長

(1 2 時 5 7 分)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(1 2 議案の大綱説明)

(1 2 時 5 7 分)

●議長

一括議題の説明を求めます。

要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解をお願いいたしたいと思います。

それでは、一括議題の大綱説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

初めに、議案第 1 2 号について説明申し上げます。

議案書の 1 1 7 ページをお開きください。

議案の第 1 2 号につきましては、第 1 条の固定資産評価審査委員会の条例改正では、関係法律の改正等に伴う条例改正であります。

第 2 条の手数料条例の改正では、国の取り扱い要領に基づき交付をしていました 3 点の住民票等につきまして、別表 2 の項中、(5) では住民票の除票、(6) で住民票の除票の記載事項の証明書、次ページに入りますが、(8) で戸籍の附票の除票につきまして、住民基本台帳法の改正により別立てで明記されたことから、町の条例についても別途定めるものでございます。

なお、発行する証明書の内容、1 通当たりの手数料 2 0 0 円については、現行と同じでございます。

また、別表 1 4 の第 1 号は、番号利用法の改正により、マイナンバーの通知カードが廃止されることから、同カードの再交付手数料の規定を削除するものでございます。

続きまして、資料の 4 番、1 3 ページをごらんいただきたいと思います。議会資料の 1 3 ページ、資料 4 であります。

議案の第 1 3 号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」でございます。令和 2 年度の改正につきましては、令和元年度末の基金が約 2 億 5, 0 0 0 万円の残高があることから、基金の活用を含めた中期的視点に立ち、新年度より北海道の統一保険税に合わせで行おうとするものでございます。医療分、後期高齢者支援分、介護分の各区分において、資産割を廃止する 3 方式へ移行させる一方で、応益割のうち、北海道の統一保険料より大きなものについては引き下げを行い、税率等が増えるものについては、令和 6 年度までに 2 カ年ごとの税率改正を行って、合わせていこうとするものでございます。

資料、次ページの下段、4の課税限度額をごらんいただきたいと存じます。

基礎課税で61万円を63万円に、介護納付金課税16万円を17万円に引き上げを行う一方で、5の軽減措置については、5割軽減世帯における加算額を5,000円引き上げ、2割軽減の場合は1万円引き上げるものとするものでございます。

続きまして、議案の17号について説明をいたします。

議案書の125ページをお開きください。

議案の第17号につきましては、結婚満50年を迎えたご夫婦に対して、敬老会にて贈呈をしておりました結婚祝い品、3,000円相当の商品券でございますが、これについて、贈呈は自らの申告、申し出制であり、全対象夫婦に贈呈していない現状や、申し出夫婦の出席減少という状況の中、まちづくり計画を議論する中で廃止とすることとし、今回条例の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案の20号から23号まで説明をしたいと思います。

初めに、129ページをお開きください。

議案の第20号から23号については、現在、奈井江浦臼町学校給食組合において行っています児童生徒への給食の調理業務を夏休み明けとなる令和2年8月から砂川市に委託をし、委託後は同組合が果たす役割を終えることから、令和2年9月末をもって同組合を解散しようとするものでございます。

そこで、議案第20号について説明申し上げますが、議案の20号では、地方自治法に基づき砂川市に委託するための規約制定を行うものでございます。

第2条、第3条で、砂川市の規定に基づき、学校給食の調理及び洗浄を委託するとし、第4条では、経費負担について定めてございますが、経費の負担率や給付方法などの詳細については、協定書により定めるものとしてございます。

次ページをごらんください。第7条では、必要な首長会議、事務調整会議を行うこととし、第8条では、関連条例等の改正があるときは、奈井江町に通知するとしてございます。

続きまして、議案第21号について説明申し上げます。

131ページをお開きください。議案の第21号につきましては、解散後の事務を奈井江町が承継することとしてございます。

132ページをお開きください。議案の第22号であります。令和2年9月末をもって解散をすることにかかわる構成市町における議会議決について提案をしてございます。

議案書の133ページをごらんください。議案の第23号では、解散に伴う財産処分については、奈井江町、浦臼町の両町で協議の上、定めるものとしてございます。

それでは、次に、令和2年度予算について説明を申し上げます。

別冊で配付をしてございます一般会計予算書の1ページをごらんをいただきたいと思います。

議案第6号となります「令和2年度奈井江町一般会計予算」の概要でございます。予算の総額については、前年度より4,000万円減の45億9,300万円となり、前年度比0.9%の減となったところであります。

次に、第1表の歳入歳出予算の概要について説明申し上げます。

2ページをごらんください。歳入の1款町税では、前年度比1%減の7億2,852万9,000円、10款の地方交付税では、1%減の21億9,800万円。

次ページをごらんください。12款の分担金及び負担金では、40%減の1,184万5,000円、13款使用料及び手数料では、前年度比8.6%減の1億495万6,000円であります。14款の国庫支出金では、2%増の2億1,589万1,000円、15款の同支出金で、20%減の3億164万2,000円、17款寄附金では、3,000万円増となります。6,000万円を予算計上しております。18款の繰入金では、44%増の2億31万4,000円。

次ページにわたります20款諸収入では、52%減の1億4,933万1,000円、21款町債では、37%増の4億1,880万円でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

5ページをごらんください。1款の議会費では、前年度比1%増の3,777万2,000円、2款総務費では、44%増の3億9,703万3,000円、3款民生費では、13%減の7億6,383万3,000円、4款衛生費では、2%増の6億2,607万4,000円、6款の農林水産業費では、11%増の2億3,913万7,000円、7款商工費、33%減の8,031万3,000円、8款土木費では、10%減の5億3,634万4,000円であります。

次ページをごらんください。9款の消防費では、49%増の1億9,136万5,000円、10款教育費では、5%増の2億2,979万6,000円、11款公債費では、1%減となります。5億9,324万6,000円、12款職員費では、6%減の8億9,042万円となったところでございます。

次ページをごらんください。第2表の地方債について申し上げます。

初めに、12本全ての起債にかかわります起債の方法、利率、償還の方法について説明申し上げます。

起債の方法については、普通貸借または証券発行、利率については4%以内、償還の方法については、政府資金についてはその融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものによります。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借り換えすることができるとするものでございます。

それでは、12本の地方債について説明をいたします。

初めに、一般廃棄物最終処分場延命化事業8,110万円、農業農村整備事業で100万円、国営かんがい排水事業で1,990万円、町道一条通り（イ）道路改修工事で1,540万円、東町第2団地5号線外道路改修工事で1,560万円、町道11号東線道路改修工事で290万円、スクールバスの更新事業で660万円、消防車の更新事業で4,410万円、過疎地域自立促進特別事業、これはソフト事業分でございますが、1億1,340万円、防災行政無線更新事業で820万円、白樺公園の長寿明化事業で2,160万円、臨時財政対策債で8,900万円でございます。

次に、起債はございませんが、主な新規拡充事業について申し上げます。

防災行政無線のデジタル化、消防車の更新、スクールバス更新、英語指導助手の増員など、防災対策や教育環境の充実を図るほか、最終処分場埋立地上屋シート張り替え工事、白樺公園の遊器具更新工事などの施設整備を充実するほか、スマート農業推進事業、まちづくりチャレンジ事業などの新規施策を踏まえた予算編成をしたところでございます。

令和２年度は、先ほどご議決をいただきました第６期まちづくり計画の後期実施計画のスタートの年となります。議会の皆さん、町民の皆さんとともに議論をし、つくり上げたこの計画に沿って、移住・定住や子育て施策、産業の支援など積極的なまちづくりに邁進してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、議案第７号について説明をいたしますが、別冊で配付をしてございます特別会計予算書の１ページをごらんください。

令和２年度の奈井江町国民健康保険事業会計予算は、前年度比５１４万１,０００円、２.９％増の１億８,２００万円であります。

次ページの第１表歳入歳出予算の歳入をごらんください。

１款国民健康保険税９,２２３万円、２款使用料及び手数料３万７,０００円、３款財産収入４万円、４款繰入金８,１０２万円、５款繰越金１,０００円、６款諸収入８６７万２,０００円。

次ページをごらんください。歳出の総務費であります。１億７,２７５万４,０００円、２款基金積立金が４万円、３款公債費が５,０００円、４款諸支出金が８６０万７,０００円、５款の予備費が５９万４,０００円であり、これが令和２年度の国保事業会計の予算でございます。

続きまして、後期高齢者の予算について説明申し上げますので、予算書の１６ページをお開きください。

令和２年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算は、前年度比７４４万６,０００円、７.６％の増となります。１億５５０万円であります。

次ページをごらんください。第１表の歳入歳出予算について説明申し上げます。

歳入から、１款の後期高齢者医療保険料では、６,９４９万５,０００円、２款の使用料及び手数料では、７,０００円、３款の繰入金では、３,５９６万８,０００円、４款繰越金１,０００円、５款の諸収入が２万９,０００円であります。

歳出について説明いたします。

１款の総務費が４０万２,０００円、２款の後期高齢者医療広域連合納付金は１億５０４万８,０００円、３款の諸支出金は２万７,０００円、４款の予備費が２万３,０００円でございます。

続きまして、水道事業会計について説明いたします。

予算書の２５ページをお開きください。

令和２年度奈井江町下水道事業会計予算は、前年度比１,７７０万円減、４.２％減の総額４億６４０万円であります。

26ページをごらんください。第1表について説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。

1款の使用料及び手数料では1億2,866万円、2款の分担金及び負担金では203万3,000円、3款繰入金が2億5,193万円、4款の繰越金が2,000円、5款の諸収入が217万5,000円、6款の町債が2,160万円。

歳出であります。1款の下水道費が9,303万6,000円、2款の公債費が3億1,293万7,000円、3款の予備費が42万7,000円であります。

次ページをごらんください。第2表の地方債について申し上げます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、一般会計と同様でありますので、割愛をさせていただいて、起債の目的、限度額について説明申し上げます。

1つ目、公共下水道事業債の一般分が100万円、石狩川流域下水道事業債の一般分が800万円、資本費平準化債で720万円、個別排水処理施設事業債で280万円、公共下水道事業債の過疎債分で100万円、個別排水処理施設事業債の過疎債分で160万円となったところでございます。

次に、病院事業会計の説明を申し上げます。

別冊で配付をしてございます病院会計の予算書をごらんください。

令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算は、第2条のところをごらんをいただきたいと思いますが、病院事業においては、病床数、療養型病床群病床を50床とし、患者数は入院で1万6,425人、外来につきましては2万6,244人、指定居宅サービスについては559人でございます。

2のサービス付高齢者向け住宅においては、居室数は16、入居率については92%とし、予算額につきましては、下段をごらんいただきたいと思います。収益的収入及び支出の第1款の収入のところ、病院事業収益では9億3,040万7,000円と見込み、歳出におきましては、病院事業費用で10億5,385万4,000円でございます。

次ページをごらんください。資本的収支であります。資本的収入においては1億1,317万7,000円、資本的支出が同額1億1,317万7,000円でございます。

以上におけます病院事業会計の単年度実質収支については1億1,125万6,000円の赤字、繰越実質収支については1億5,908万8,000円の赤字を見込んだところでございます。

以上、12議案について一括して説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

(12議案の大綱質疑)

(13時17分)

●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。

8番大矢議員。

● 8 番

8 番。今ほど第 6 期まちづくり計画後期 5 力年実施計画の初年度である令和 2 年度の予算が提案されました。一般会計では、前年比 4, 0 0 0 万円減の 4 5 億 9, 3 0 0 万円、特別会計等を含む 5 会計合わせて、前年比 1 億 1, 6 9 0 万円減の 6 4 億 5, 3 9 3 万円ということであります。厳しい財政状況の中でまちづくり計画の着実な推進を心がけた予算編成だと感じております。

第 6 期まちづくり計画並びに後期 5 力年実施計画につきまして、常任委員会、特別委員会において十分質疑をしたところでありますけれども、今回の予算について 4 点、町長に質問いたします。

1 点目は、一般会計においては、道道の維持管理を道に戻したことを考えますと、昨年より増額となっています。まちづくり計画、地方創生総合戦略の着実な推進を図るためと思いますが、一方、財政的には大変厳しく、財政調整基金は前年比 1 億 7, 7 1 9 万円減の 1 億 3, 8 8 2 万円を見込んでいます。まちづくり計画の財政推計で示されていましたが、令和 2 年度に検討しなければならない大きな事業もありますので、さらに厳しい財政状況が考えられます。

町民の方の中にも、将来に不安の声が聞かれております。財政の健全化と喫緊の問題の対応、選択と集中、優先順位など、町政運営の基本的な考え方を伺います。

2 点目は、定住対策についてであります。

定住対策については、前期計画で効果があらわれていると感じているところであり、後期計画策定において、初めて役場内での評価を公表し、この評価をもとに議論を進められてきました。この評価においても高評価であったことから、継続されることとなります。今後も P D C A の理論に基づく事業推進が望まれます。この予算における目標値と期待される効果について伺います。

3 点目は、国民健康保険事業会計についてであります。

国民健康保険事業は、平成 3 0 年に北海道に移行し、保険料統一に向けて進められています。今回、道が示す標準税率に近づけるため、議案第 1 3 号で奈井江町条例の一部を改正する条例で、国民健康保険税率の変更が提案されていますが、標準税率との差額はどのようになっているのか。今回の税率とした経緯、また基金が道に移行してからのこの 2 年、増加しています。基金残高についてどのように考えているのか、伺います。

4 点目は、病院事業会計についてであります。

新公立病院改革プランに基づく経営改善に取り組んできましたが、令和元年度決算では資金不足が予想されており、さらには、本日示された予算書では、1 億 1, 7 3 7 万円の赤字を見込んでおり、一時借り入れも 3 億円を見込んでいます。年度末における資金不足額、資金不足比率について伺います。また、資金不足による国の規制等があるのかについて伺います。

以上、4 点について答弁をお願いします。

●議長
町長。

●町長

先ほど上程させていただきました新年度の予算に対する大矢議員からの大綱4点にわたるご質問であります。

まず、1点目の町政運営の基本的な考え方がありますが、先ほど本日議決いただきました第6期まちづくり計画、後期実施計画の策定に当たっては、今後も進む人口減少や少子高齢化に対応した持続可能な行財政運営を確立するということで、政策的事業の評価結果をたたき台に、町民各界各層の方々の幅広い意見を踏まえて、事業の見直し、廃止など、施策の選択を行うとともに、公共施設の老朽化対策についても、施設整備の現状や緊急度を加味しながら、限られた財源の中で優先順位をつけ、後期実施計画の位置づけを行ったところであります。

しかしながら、現在の財政推計には含まれていない役場庁舎、ないえ温泉、町立病院の経営問題など、財政運営に大きな影響を及ぼす課題があり、令和2年度は非常に厳しいかじ取りが迫られていることを、私としても強く自覚をしているところであります。

後期実施計画の5カ年は、非常に厳しい状況ではありますが、10年後、20年後の未来を見据えた中で、この町を守り育てるため、引き続き町民の皆様、議会の皆様、そして、それらに対して十分な情報提供と議論を行いながら、これらの課題解決に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の定住対策ですけれども、令和2年度の定住対策事業については、前期5年間の事業実績をもとに予算を計上しておりますが、住宅施策のうち、人口増加に直結する町外からの転入者の補助については、新築住宅建設助成4件、中古住宅購入助成5件で計画をしたところであります。

引き続き定住対策の推進を図り、人口減少の抑制に加えて、子育て世帯の移住による小学校入学者の増加、移住者のまちづくりの参加や事業の創出など、地域活性化に向けたさまざまな効果が上がることを期待しております。

また、大矢議員のご意見のとおり、町民参加による計画的かつ効果的な行財政運営を進めるために、引き続き今回の取り組みをベースにしながら、町民参加による事業評価の取り組みがさらに進むよう、検討を進めていきたいというふうに考えております。

3番目の国保会計についてであります。

国保税の改正案による道から示された標準税率との差、改正税率とした経過、また令和6年度の基金残高ということのご質問かと思えます。

今回提案をしております国保税率の改正については、令和元年度末の基金が約2億5,000万円の残高であることから、基金の活用を含めた中期的視点に立ち、基金を活用し、賦課方式の資産割を廃止した3方式へ移行するとともに、応能、応益割の税率の負担調整を行おうとするものであります。

ご質問をいただきました北海道の示す標準保険税率との差と今回の税率とした経緯に

つきましては、改正案と北海道の標準保険税率との差については、所得割で医療分と介護分は引き下げをする一方、後期高齢者支援分は引き上げ、均等割、平等割は引き上げていかなければならなくなります。

例えば、医療分の均等割では、7,000円の引き上げが必要であり、税率の乖離による急激な負担とならないように、令和6年度までに2年ごとの税率を改正して標準税率に近づけていきたいというふうな考え方でおります。その結果になろうかと思いますが、令和6年の基金残高は、資産割の廃止により約820万円の影響額と町独自の激変緩和による段階的な税率改正によって、現状の北海道標準保険税率に合わせることにした場合の粗計算にはなりますけれども、令和6年度末基金残高見込みが現在の約半分、1億2,800万円ぐらいになるのではないかなというふうに思っています。

当然これらの基金については、財政調整ということもありますし、今後のその医療費の増嵩等に伴って、標準税率そのものが変わってきかねないということもあって、一定の基金を保有しておくべきだろうというふうに考えております。

4番目になりますけれども、町立国保病院の事業会計であります。

1点目、資金不足額と資金不足比率についてですけれども、病院事業会計については、令和元年度末の決算見込みにおいて、1億1,737万円の純損失、単年度の実質収支では9,192万円の赤字となって、年度末一時借入金については1億4,000万円を見込んでいます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和元年度末の資金不足額は4,783万円で、資金不足比率は7.8%となる見込みであります。

2点目の資金不足による国の規制等ということですが、資金不足比率が10%以上となった場合は、地方債の発行が協議制から許可制となり、総務大臣等の許可が必要とされています。資金不足比率が20%以上となった場合は、地方公共団体が早期健全化基準以上となった場合と同様に、当該比率を公表した年度の末日までに財政健全化計画を策定し、経営の再建に努めていくことになります。

当院としては、新改革プラン等による経営改善への努力を続けるとともに、あり方検討の方向性なども踏まえながら、資金不足比率の上昇を抑制するよう取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしても、検討する中で、一つでもできるものがあれば、早目早目に対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

●議長

ほかに大綱質疑ございませんか。

(なし)

●議長

以上で大綱質疑を終わります。

予算審査特別委員会の設置について

(1 3 時 2 9 分)

●議長

お諮りします。

一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩といたします。

(休憩) (特別委員会 構成)

(1 3 時 3 0 分)

(互選結果報告)

(1 3 時 3 2 分)

●議長

会議を再開いたします。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長より報告をさせます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には大矢議員、副委員長には大関議員。

以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任をすることに異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することに決定をいたしました。
お諮りします。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました一括議案につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、3月15日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題につきましては、3月15日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をいたしました。

閉会

●議長

お諮りします。

3月4日から8日までの5日間は、議案調査のため、休会としたいと思います。
異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月4日から8日までの5日間は、休会と決定をいたしました。

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、9日は午前10時より会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。
皆さん、大変ご苦労さまでした。

(13時34分)

令和2年第1回奈井江町議会定例会

令和2年3月9日（月曜日）

午前9時58分開会

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 総括質問

○出席議員（9人）

1番 篠田茂美
3番 竹森毅
5番 石川正人
7番 森山務
9番 森岡新二

2番 大関光敏
4番 遠藤共子
6番 笹木利津子
8番 大矢雅史

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	三本英司
副町	長	相澤公
教	育	長 萬博文
総務課	参事	碓井直樹
保健福祉課	参事	小澤敏博
会計管理	者	横山誠
企画財政課		小澤克則
町民生活課	長	馬場和浩
建設環境課	長	大津一由
産業観光課	長	辻脇泰弘
保健福祉課	長	石塚俊也
保健福祉課	課長補佐	鈴木久枝
教育委員会	事務局長	松本正志
町立病院	事務長	杉野和博
代表監査委員		中野浩二
農業委員会	会長	千徳信行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（２名）

議 会 事 務 局 長 滝 本 静
議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

（ ９ 時 ５ ８ 分）

開会

●議長

皆さんおはようございます。定刻より若干早いですけれども、皆さんおそろいでありますので、ただいまより会議を再開をしたいと思います。

ただいま出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

（ ９ 時 ５ ８ 分）

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、6 番笹木議員、7 番森山議員を指名をいたします。

日程第 2 総括質問

（ ９ 時 ５ ８ 分）

●議長

日程第 2、令和 2 年度町政執行方針、並びに令和 2 年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて 30 分以内でお願いをいたします。

それでは、ただいまより総括質問を始めます。

（1. 2 番大関議員の質問・答弁）

（ ９ 時 ５ ９ 分）

●議長

2 番大関議員。

(2 番 登壇)

● 2 番

おはようございます。

まずは、新型コロナウイルスの感染者、または亡くなられた方々にお見舞いを申し上げます。また、当町でも、学校関係者や個人事業主を含めた企業の経済的影響を心配しているところであります。

私から、総括質問として大綱 1 点の質問をいたします。

観光の振興についてということで、産業まつりの今後のあり方についてであります。

まちづくり後期実施計画の策定時やさまざまな場面で議論されていることと思います。出店者や協力者の減少により、規模縮小の方向で進んでいることと思います。

過去を振り返ると産業まつりは、昭和 60 年ごろから始まり、平成 2 年奈井江町開基百年の年から会場を役場庁舎前広場から、現在と同じ公民館前広場へと移り、この年から 2 日開催となったようであります。当時、人口約 8,500 名で来場者 8,000 名と、この年について物すごい盛り上がりだったようです。

札幌奈井江会もこの年の 6 月に結成され、160 名もの方々が特別列車で来訪しました。イベントとしても連合区単位で 1 チーム 50 名ずつでの綱引きが行われたようであります。

このころとは比較できませんけども、人口は約 4 割減少し、スマートフォンやネット、SNS 等の普及によりさまざまな環境が変化しております。お祭りとして規模縮小だけでは、今後ますます寂しいものとなるのではと心配をしているところであります。

さくら祭りも、SNS 等での拡散で 1 年目から一気に来訪者がふえ、去年は 1 万 2,000 人もの来訪があったと聞いております。さくら祭りへの支援、協力は、引き続き必要と考えますが、産業まつりについては、奈井江町のイメージアップや町外への PR の場として必要と思います。

今後開催の目的や名称、場所、日程も含めて抜本的な対策の検討が必要と思いますが、町長の考えを伺います。

● 議長

(10 時 02 分)

町長。

(町長 登壇)

● 町長

おはようございます。今ほど大関議員から産業まつりの今後のあり方についてということでの質問であります。

今年度で第 35 回目となったないえ産業まつりは、昭和 60 年に第 1 回が行われ、当

時、商工会青年部、農協青年部、農村青年会、町内企業・役場の若手職員等といった、町の各産業分野の若者を中心に、各団体が実施していたイベントを一体化したものが始まりということであります。

現在は、農業、商業、工業、福祉の各分野の団体・町民が年に1度、一堂に会する唯一のイベントということで実施されております。

実施に当たっては、町、農協、商工会、社会福祉協議会、町内企業・団体による実行委員会形式を取り、開催日は8月のお盆が過ぎた次の土・日を基本として、土曜日は商工会青年部主催のビールパーティー及び花火大会の前夜祭、日曜日を本祭とした、2日間の日程で行われております。

本事業については、このたびのまちづくり計画後期実施計画においても検討対象とされたところでありますが、まちづくり町民委員会、議会常任委員会・特別委員会でも協議いただきましたとおり、本事業が、年に1度、町の総力が結集するイベントとして意義があること、また、各団体、町民にも深く定着しているものであることは、再認識されたところであり、本事業自体は、継続していく方針に立ったところであります。

一方で、内容が定形化しており、何らかの変化をもたらすべきではないかといったご意見、参加団体からは出店の担い手の高齢化や減少といった課題も出されているところであり、まちづくり計画後期実施計画の基礎となる施策の方向としては、1日開催に向けて、後期計画期間内で検討を進めるとしたところであります。

現在の2日間の日程をそのまま1日間に凝縮するには、例えば、人気の野菜の販売をどの時間から行うのか、また、企業、団体の出店時間をどうするか、昼と夜の出店者の配置、テントの配置をどうするか、さらには、各団体にご協力いただいている設営、撤収の作業に要する日程といったように、さまざまな課題が考えられます。

また、議員のご質問にもありますように、町のイメージアップやPRにも活用する工夫が必要との認識もしております。

これらのことも踏まえ、まちづくり計画の策定において、町民や団体から出された意見も参考にしながら、実行委員会を形成する各団体と一緒に課題を洗い出し、検討、協議を進めてまいりたいと考えております。

それぞれの団体でいろんなご意見をお持ちだと思っておりますので、しっかりと集約をしながら方向性を出していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

●議長

(10時05分)

大関議員。

●2番

中身については、いろいろ今後議論していくということですので、わかりました。

再質問は特にないんですけれども、我々奈井江のお米を生産している地域であります

けど、当地域として、ゆめぴりかのPRのためにいろんな物語をつくろうということで、いろんな産地を訪問し、島根県の沖ノ島というところと産地交流をしております。この島は、人口2万人ほどでありますけれども、ここの地域は歴史がとても古くて、1万5000年前の縄文時代から人が住んでいたという記述があったり、日本書紀の因幡の白兔にも登場しているところでもあります。島流しの島として有名でありまして、後醍醐天皇などが流されているということも書いてあります。この島は、イベントもさまざまありまして、牛つきといって、牛が角を突き合わせてする闘牛のようなものですが、これは800年の歴史があります。また、お相撲も有名でありまして、自治体の大きな行事のときには開催されるようでありまして、例えば、小学校の落成記念でありますとか、病院の建設時には相撲大会が開かれるようであります。これは、一般人から力士を3名ずつ出演して行う一大イベントのようであります。

この例は少し極端でありますけども、奈井江町としても、このいろんなところのイベントを参考にしながら、また、当町の唯一の観光施設の温泉が休館している今こそ議論をするタイミングではないかと思えます。

町長の答弁にもありましたので、今後、さまざまな議論を重ねて、この産業まつりについていろいろと検討していただきたいと思えます。

私からの質問は以上で終わります。

●議長

(10時08分)

町長。

●町長

再質問ではないということでしたけれども、せっかくのご意見ですので一言だけ申し上げたいと思いますが、議員もご承知のとおり、過去において、町民体育大会がありましたし、産業まつりもありました。体育大会の中では、力自慢の方たちの競技があったり、奈井江競輪と称するスポーツがあったり、また、産業まつりでも綱引きが、各連合区対抗の綱引きがあって、一度綱が切れて新しいものに更新するといった、本当に力の入った過去があったと思えます。そういうことも含めて、近隣のまちでいろんな特色あるものを工夫して生み出されているわけですし、今、議員がおっしゃったとおり、それが長く続くことによって、新しい伝統というか、そういうものが生まれていくんだと思いますので、そういうことも含めた議論をやはりしていかなければならないと思っておりますが、それをやっぱり担っていただく、町内の商工会の若い人たち、農業の若い人たち、そういう人たちの力を何とか寄せて、新しい取り組みができないか議論を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長

以上で、大関議員の総括質問を終わります。

(10時09分)

(2. 1 番篠田議員の質問・答弁)

(10時10分)

●議長

引き続き、総括質問を行います。

1 番篠田議員。

(1 番 登壇)

●1 番

おはようございます。私は、総括質問を3点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、町立病院の経営健全化についてということで、まず1つ目は、多くの公立病院において、経営状況の悪化等により、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況にある中、当町においても、新改革プランを平成29年度から令和2年度までの期間を対象として進めておりますが、これまでの経営改善に取り組まれた点に対する評価は、どのように考えておられるのかお伺いします。

2点目は、病院経営が資金不足に陥ることも踏まえ、将来を見据えた経営形態や規模等について、町内外の有識者による検討委員会を4月に設置し、健全化に向けた提言をいただく考えと思われますが、今後のスケジュールと町民に対する説明について、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

●議長

(10時11分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

町立国保病院の経営健全化についての篠田議員からの2点にわたる質問であります。

まず、1点目の新改革プランに基づく、これまでの経営改善の取り組みに対する評価ということだと思っておりますが、奈井江町立国民健康保険病院新改革プランにつきましては、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、病院事業が安定した経営のもとで役割を継続的に担っていくことを目的として、平成28年3月に策定されております。

この新改革プランでは、経営の安定化の取り組みとして、医師やスタッフの確保、医療連携の充実など、収支の改善の取り組みとして、病床数の適正化と病床種別の見直しや費用の削減などを上げております。

収益については、病床数の削減とともに一般病床の廃止など、合理化を進めたことにより減少いたしました。医療区分の高い入院患者の受け入れを行うなど、減少幅の抑

制に努めたところであります。

支出についても、合理化による適正な人員配置により、人件費については、平成28年度と30年度の決算額対比で、およそ4%の削減効果となり、経費については、近隣公立病院との共同購入による診療材料費の削減や、電力会社との協議による電気の基本料金の引き下げ、業務内容の見直しによる委託料の削減などの取り組みを進めており、同じく28年度と30年度の決算額対比で、およそ1%の削減効果となっております。

数字としては大きなものではありませんけれども、職員一人一人の意識改革であったり、努力が実を結んだ結果であると評価しており、引き続き取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

2点目の検討委員会の設置並びにその後の取り組みについてであります。町民がどのような病院を求めているのか、どのような経営状況であれば適正な町の財政負担となるかなど、今後の病院のあり方について、診療科や病床数、経営形態なども含めて、幅広い議論を行うことを目的として、本年4月にあり方検討委員会を設置したいと考えております。

検討に当たっては、医師や看護師を初めとする職員と、共通の認識を持って進めていくことが大切でありますので、昨年度末に院内の経営検討会議において医師への説明を行ったほか、本年1月には検討委員会へ提供する資料の検証などを目的に、各部門の代表者などにより組織する作業部会的な内部検討会議を立ち上げており、今後もコンセンサスを得ながら進められるよう努めていきたいと考えております。

現在は、検討委員会の設置に対する事務作業と合わせて、4月に予定をしております町民アンケートの実施に向けた準備を進めております。

町民への対応につきましては、町民アンケートの実施に合わせて、病院事業の状況に関する広報を行うほか、アンケート結果や議論の内容についても、広報紙や町民委員会などの場を活用しながら、幅広く説明するとともに、議会にも随時報告をさせていただきながら、議論を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、令和3年度に向けた新改革プランの見直し及び予算編成までに一定の方向性を得られるよう、議論していただくこととしております。

以上、病院の経営健全化に向けたご質問に対する答弁とさせていただきます。

●議長

(10時16分)

篠田議員。

●1番

今この答弁で、新改革プラン、職員も一生懸命頑張ってきている努力は皆さんも理解していることとは思いますが、ただ、診療報酬の改訂や何かで、経営は依然として厳しい状況下にあるものと思われれます。

そんな中で、この間、先般の大綱質疑の中でも町長のほうから経営改善を続けるとと

もに、あり方検討の方向性などを踏まえながら、今年度資金不足にも陥りますので、それらの比率が上昇しないよう、抑制するように取り組んでいくよというようなお話もありました。

ただ、いずれにいたしましても、結局、赤字部分については、このまま同じような形でいくと、どんどん積み上がっていくようなことになりかみません。最後は、この整理をするに当たっては、奈井江町がしていかなければならないことですので、早急に取り組むべきことも中にはあるのかなとは思いますが、今後、この委員会から提言や何かもお伺いするんですけれども、早期に取り組まなければならないことについての考え方について、もう一度答弁をしていただければと思います。

●議長

(10時18分)

町長。

●町長

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、あり方検討委員会において、町内外の有識者による会議という位置づけでありますし、また、町民からのアンケートもとらせていただいてご意見を賜りたいということ、そして、病院の中で医師など幹部職員による経営検討会議、そして、さらには、院内の部門の代表者によるそれぞれの検討会議等々で議論していく、整理をしていくということが、まずは自分たちの現状の洗い出しにつながるというふうに思っております。その中で、先ほども申し上げましたけれども、まずは、今ある新改革プランでもやってきたことなんですけれども、改めて一つ一つの事業を検証することから始めなければならないのかなというふうに思っているわけです。今すぐにこれをやるという回があれば、実はもっと容易なことかと思うんですが、それがなかなか見出せないままに今現状があるのかなと思っていますから、それを、職員と運営する私どもの立場、スタッフ全員が共有し、町民の皆様にも理解をいただくところから始めるということになろうかと思っていますので、明快な、今これをやりますという回は申し上げませんが、そういうつもりで一つ一つを連携するところから始めたいということでご理解をいただきたいと思います。

●議長

(10時20分)

篠田議員。

●1番

わかりました。いずれにいたしましても、町民の皆さんにも病院の現状をきちっとお伝えしながら、皆さんの思いも、考えや何かも取り入れながら、いろいろな改善に取り組んでいただきたいなと思っています。

続きまして、地域包括ケアシステムの推進の部分での介護福祉施設のことについて2点ほどお伺いしたいと思います。

介護２施設については、新聞でも報道されましたが、派遣された職員のうち、３分の１の職員が退職、３分の１が転籍、３分の１が町に復帰希望となりました。

その後、若干の動きがあったようですが、いずれの道を選択された職員は、決して望んでそれぞれの将来を選択したわけではなく、苦渋の選択を迫られ、やむなく、町への不信感や新しい職場への不安を抱きながら、選択せざるを得なかったことと思われます。

このような状況で復帰する職員に対しては、専門職としての職場も存在しており、そこに配置することにより経費削減にもつながると思われますが、町はあらゆる努力を尽くしていただきたいと思います。

そこでなぜ転籍が３分の１にとどまったのか、また、復帰者への対応について、どのように考えているのかお伺いします。

２点目は、去年は暖冬で暖かい日が多かったからまだよかったようですが、やすらぎの家で施設が寒いと、入所者やデイサービスの方々から苦情が役場にあったと聞いています。

また、当町から事業団に派遣者の３分の１が転籍されることになったようですが、施設の運営ではまだ不足するため、募集のチラシが２回にわたり新聞折り込みされました。

職員の補充等も対応されていることと思われますが、入所者の方々に迷惑がかかるようなことは、４月１日以降ないのでしょうか。

この２点についてお伺いしたいと思います。

●議長

(１０時２２分)

町長。

●町長

篠田議員からの地域包括ケアシステムの推進についてということでの２点にわたるご質問であります。

まず、１点目の日本介護事業団への転籍結果及び町へ復帰する職員への対応ということであります。３年間の派遣期間、町といたしましても適宜事業団との協議を実施する中で、職員とは、平成３０度から３回にわたって面談し、個別面談をして、給与や退職手当の改善など、処遇等の説明を行ってまいりました。

結果として、派遣開始当時４２名の職員のうち、昨年８月までに、９名の自己都合等による退職があったほか、残り３３名については、昨年１１月の最終の意向確認において、１３名が転籍、１４名が町への復帰、６名が退職を選択しております。その後、年が明けてから、町への復帰希望者から２名、退職希望者から１名、計３名の職員が転籍希望へ変更したことにより、現在の派遣職員の約半数となる１６名が転籍することになりました。

これまでの面談等においては、奈井江町における、官民一体となった地域包括ケアの担い手として、転籍に協力いただくようお願いをしてまいりましたが、一方で公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び組合との職員派遣に関する協定

を遵守する中で、本人の意向を尊重しつつ、対応を図ってきたことが、職員の動向の結果としてあらわれたものと捉えております。

次に、町へ復帰する職員への対応についてですが、他の職員とともに、新年度からの体制を構築するため、現在人事を検討しておりますが、当該職員への面談においても、従来の病院や介護施設の現場とは違う職場での配置となることを説明を申し上げ、理解をいただいているところであります。

それぞれ新たな職場において、町職員としての責務を果たしていただくこととなりますが、財政面も考慮し、退職者の不補充や会計年度任用職員の配置の見送りなどを行いつつ、組織として行政サービスの向上につながるよう検討を進めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目の介護2施設の4月以降の施設運営についてであります。まず、やすらぎの家の暖房について、昨年12月、地域包括支援センターへ、施設を利用する一部の方から、寒さを感じるとのご相談を受けたところであります。このことから、担当職員が施設に直接赴き、室温の状況、対策について事業団に確認を行ったところであります。後日、事業団において暖房設備の修繕、床暖房の調整等を行い、適切な室温設定に努めていることを改めて確認をしたところであります。

次に、4月以降の職員体制につきましては、2月27日、日本介護事業団より直接お話を伺ったところでありますが、新たな職員募集などを行った結果、転籍者16名を含め、3月末日までに33名の職員を確保できる見通しとのことであり、あわせて日本介護事業団理事会にも報告されたとのことであります。

このことから、事業団プロパー職員を含めた職員体制により、4月以降の施設運営、介護サービスの利用には、影響がないとの考えをお聞きしております。

本町の高齢化がこれからも確実に進む中、介護に対する不安を軽減し、高齢者やその家族が安心して生活できるよう、これからも日本介護事業団とともに、地域包括ケアシステムの一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するご答弁とさせていただきます。

●議長

(10時27分)

篠田議員。

●1番

派遣された職員3年間本当に頑張ってやってくれたと思います。それぞれ転籍をされる方、退職、そして、町に復帰という形でそれぞれ分かりますけれども、町のほうとしては、最後の最後まで、この人方に対してあらゆる努力を尽くしていただきたいなと思っています。

次の質問に入っていきたいと思います。

役場庁舎の整備についてでありますけれども、1点目は、まちづくり後期実施計画の調査を行ったときにも、庁舎の整備に係る現状課題等について、これまでプロジェクト

チーム等が調査した内容の報告がありましたが、今回執行方針に具体的な整備の方針を検討すると表現されており、これからどのようなスケジュール等を考えているのか。

2点目は、整備基金等が多くあるのであれば、何も心配することはありませんが、これからの財政計画を考えた場合、基金がなくなれば単年度で計画しなければならない状況に陥る心配もあり、また、町全体の全ての会計の収支を考えた財政計画を立たなければ成り立たないと思われます。庁舎整備計画は大きな投資であり、この5年間の町の動きを想定しながら、本当に既存の公共施設等で利用可能な施設はないか検証することも必要でないかと思われます。

整備計画を進めた場合、今のまちづくり後期実施計画での財政推計には、役場庁舎の整備部分は入っておりませんので、資金繰りが可能かどうか、今後財政推計を提示をしていただければと思います。

この2点についてお伺いしたいと思います。

●議長

(10時30分)

町長。

●町長

役場庁舎についての2点にわたるご質問であります。

まず、1点目の具体的な整備スケジュールということであります。役場庁舎につきましては、建築から48年が経過し、老朽化に加えて、耐震基準を満たしていないことから、災害時を含め、安定した行政機能をどう確保するかが大きな課題であると考えております。

一方国では、平成28年の熊本地震をきっかけとして、耐震化が未実施の自治体庁舎の建て替えに向けて、その財源として令和2年度中の事業着手などの条件を設けて市町村役場機能緊急保全事業債を創設しております。

私は、町長に就任の際、胆振東部地震によるブラックアウトの体験により、単に建物の強度のみならず、電力など必要な設備の充実により、住民生活の安心を確保するため、任期中に建設年次など具体的な検討を議論することを公約に掲げてまいりました。

昨年春には、直接総務省に赴いて、制度の延長や充実などを申し入れながら、国の考えを改めて確認してきたところでありますが、そこでの国の考え方は、自治体は相当の危機感を持って、緊急的に庁舎を整備すべきという内容でありました。

こうした経過から、熟慮を重ねた上で、昨年7月から庁舎内部において、現庁舎の課題の洗い出しと、今後の庁舎のあるべき姿などについて、他の自治体の視察を行いながら、調査・研究を進めてまいりました。

これまで取りまとめた現状課題については、本年1月からまちづくり町民委員会にて議論を開始するとともに、議会にも同様の情報提供を行ってまいりました。

1月21日に開催された町民委員会では、現状を踏まえると建て替えが望ましいとする、一定の集約がなされたことから、その後、新庁舎の位置や規模、複合化、さらには

事業費や財源内訳など、庁舎建て替えに当たってのより具体的な事項についても、検討課題として整理をし、提起をしているところであります。

今後のスケジュールについては、具体的な議論のたたき台となる役場庁舎整備基本計画の原案を本年度中にとりまとめ、改めて議会に対してもお示ししてまいりたいと考えております。

仮に、建て替えを行うとした場合、市町村役場機能緊急保全事業の適用も視野に入れることとなりますが、この場合には、冒頭申し上げたとおり、令和２年度中に実施設計の発注を行うことが条件となることから、新年度の早い段階で、具体的な整備方法を検討するための基本設計に着手しなければならないと考えております。

２点目の庁舎整備が財政計画に与える影響についてであります。仮に建て替えを行う場合の事業費については、具体的な設備などは、専門的に設計を行わなければ判明しない部分もありますが、近年庁舎建設を進めている、道内１０数カ所の自治体を調査し、おおむね平均的な建築コストを用いて試算をしております。また、車庫など附属建物や外構工事、さらには現庁舎の解体撤去費用等も含めての試算をしているところであります。

現在の事業費の試算では、起債借入額を差し引いた一般財源の負担を約２億８，０００万円と見込んでおります。この一般財源については、現在積み立てを行っている役場庁舎整備基金の活用を基本に考えて計画を進めることが条件になると考えております。

また、将来の負担については、町の負担能力として、他の事業を含めて起債償還の推移を試算しております。令和３年度に実施設計を行う場合には、令和４年から５年にかけての建設事業が想定されますが、現行の起債制度においては、最大５年間元金償還の据え置き期間が適用されるため、設計を含めて、事業に係る元金の償還は、令和８年度以降に開始となります。

一方で、町の建設事業の関係で、公債費の負担額が大きい公営住宅整備事業債や、みなクルの過疎対策事業債などの償還が令和７年度に終了することから、庁舎建設に係る償還財源の確保にも、一定の見通しを立てることも可能かと考えております。

こうした推計も明らかにしながら、今後の議論で財政計画を説明してまいりたいと考えております。

いずれにしても、後期５カ年計画の中では、厳しい財政状況が続くことは、まちづくり後期計画の中でもお示したとおりであります。庁舎に関しては、町の喫緊の重要な課題として、早急に議論を進める必要があると考えております。

ご指摘の他の公共施設の活用等についても、今後の庁舎整備のあり方として、基本計画の中で、改めて整理をしながら議論を深めてまいりたいと考えておりますので、議員各位においても積極的なご提案をいただきますようご理解をいただきたいと思います。

以上、説明にかえさせていただきます。

●議長

(１０時３７分)

篠田議員。

● 1 番

役場庁舎の整備、本当大きな投資でございます。それと、やはり、役場庁舎は住民の皆さんが利用しやすいような形にしていかなければならないと思いますし、十分やはり住民の皆さんとの議論というか、協議もしていかなければならないのかなと思います。基本計画の中でいろいろと投資額の部分は、今度きちっと出てくるかなとは思いますが、町民の皆さんに情報をきちっと流しながら、皆さんで協議をしながら、庁舎整備に当たっていただきたいと思いますので、今後とも情報等の提供を私たちにも町民の皆さんにもやっていただけるようぜひお願いしたいと思います。

以上です。

●議長

(1 0 時 3 8 分)

以上で篠田議員の総括質問を終了いたします。

本日、全ての総括質問が終了いたしました。

お諮りします。議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、3月10日から15日までの6日間を休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。3月10日から15日までの6日間を休会とすることに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、16日は午前10時より会議を再開いたします。

大変ご苦労さまでした。

(1 0 時 3 8 分)

令和2年第1回奈井江町議会定例会

令和2年3月16日（月曜日）

午前9時57分開会

○議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 議案第12号 奈井江町固定資産評価審査委員会条例及び奈井江町手数料条例の一部を改正する条例

議案第13号 奈井江町税条例の一部を改正する条例

議案第17号 奈井江町敬老祝品等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 砂川市と奈井江町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について

議案第21号 奈井江、浦臼町学校給食組合規約の変更について

議案第22号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散について

議案第23号 奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分について

議案第 6号 令和2年度奈井江町一般会計予算について

議案第 7号 令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について

議案第 8号 令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 9号 令和2年度奈井江町下水道事業会計予算について

議案第10号 令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

第 3 町政一般質問（通告順）

第 4 議案第26号 令和元年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）

第 5 議案第11号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

第 6 議案第14号 奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び奈井江町監査委員条例の一部を改正する条例

第 7 議案第15号 奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例

第 8 議案第16号 奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第 9 議案第18号 奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

第10 議案第19号 奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第11 議案第24号 副町長の選任について

第12 議案第25号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

第13 会議案第1号 議員派遣の承認について

- 第14 決議案第1号 「議員報酬等のあり方に関する調査特別委員会」の設置について
- 第15 決議案第2号 「役場庁舎に関する調査特別委員会」の設置について
- 第16 決議案第3号 「民族共生の未来を切り開く」決議
- 第17 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第18 調査第2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第19 調査第3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町				長	三	本	英	司
副		町		長	相	澤		公
教		育		長	萬		博	文
総	務	課	参	事	碓	井	直	樹
保	健	祉	課	参	小	澤	敏	博
会	計	管	理	者	横	山		誠
企	画	財	政	課	小	澤	克	則
町	民	生	活	課	馬	場	和	浩
建	設	環	境	課	大	津	一	由
産	業	観	光	課	辻	脇	泰	弘
保	健	福	祉	課	石	塚	俊	也
保	健	福	祉	課	鈴	木	久	枝
教	育	委	員	補	松	本	正	志
町	立	病	院	局	杉	野	和	博
代	表	監	査	委	中	野	浩	二
農	業	委	員	会	千	徳	信	行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（２名）

議 会 事 務 局 長 滝 本 静
議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

（ ９ 時 ５ ７ 分）

開会

●議長

定刻若干前ではありますが、皆さんおそろいですので、ただいまより会議を始めさせていただきますよろしいでしょうか。

ただいま、出席議員９名で定足数に達しておりますので、ただいまより会議を再開いたします。

日程第１ 会議録署名議員の指名について

（ ９ 時 ５ ８ 分）

●議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定により、１番篠田議員、８番大矢議員を指名いたします。

日程第２ １２議案一括上程

（ ９ 時 ５ ８ 分）

●議長

日程第２

議案第１２号「奈井江町固定資産評価審査委員会条例及び奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」

議案第１３号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

議案第１７号「奈井江町敬老祝品等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第２０号「砂川市と奈井江町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について」

議案第２１号「奈井江、浦臼町学校給食組合規約の変更について」

議案第 22 号「奈井江、浦臼町学校給食組合の解散について」

議案第 23 号「奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分について」

議案第 6 号「令和 2 年度奈井江町一般会計予算について」

議案第 7 号「令和 2 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第 8 号「令和 2 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 9 号「令和 2 年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 10 号「令和 2 年度奈井江町国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、12 議案を一括議題といたします。

12 議案については、予算審査特別委員長より審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会審査結果報告書。

予算審査特別委員長より、下記のとおり予算審査特別委員会審査結果報告書の提出があったので、これを付議する。

令和 2 年 3 月 16 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、議件名、議案第 12 号「奈井江町固定資産評価審査委員会条例及び奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」、議案第 13 号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」、議案第 17 号「奈井江町敬老祝品等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 20 号「砂川市と奈井江町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について」、議案第 21 号「奈井江、浦臼町学校給食組合規約の変更について」、議案第 22 号「奈井江、浦臼町学校給食組合の解散について」、議案第 23 号「奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分について」、議案第 6 号「令和 2 年度奈井江町一般会計予算について」、議案第 7 号「令和 2 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」、議案第 8 号「令和 2 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第 9 号「令和 2 年度奈井江町下水道事業会計予算について」、議案第 10 号「令和 2 年度奈井江町国民健康保険病院事業会計予算について」。

(1) 審査の経過、委員会開催日、令和 2 年 3 月 10 日、11 日。

(2) 審査の期間、本定例会会期内。

(3) 審査の結果、原案のとおり可決した。細部口頭報告。

以上でございます。

●議長

予算審査特別委員長の細部報告につきまして、発言を許します。

予算審査特別委員長、8 番大矢議員。

(8 番 登壇)

● 8 番

皆さん、おはようございます。それでは私より、令和2年度予算審査特別委員会のご報告を申し上げます。

去る3月3日の令和2年第1回定例会におきまして、当委員会に付託されました予算関連議案7件、予算議案5件の審査を行うため、3月10日、11日の2日間にわたり特別委員会を開催し、慎重に審査を重ね、それぞれ結論を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

最初に結論から申し上げますと、全12議案につきましては、いずれも原案どおり全会一致をもって可決されました。

令和2年度においては、厳しい財政状況のもと、全般的に各会計とも各事業を精査し予算計上されていることがうかがえます。

町長は折に触れ、まちづくり自治基本条例の原点に立ち、町民各位と議論し、みんなでつくり上げるまちづくりを進めると述べてこられ、実践いただいていると認識しているところです。今後も町民と情報を共有し、まちづくりを進めることをお願いいたします。

また、令和2年度は、さきに議決しました第6期まちづくり計画後期実施計画が具体的に動き出す年となりますことから、町民とともにつくり上げた本計画が着実に推進されるよう期待するところであります。

それでは、予算審査特別委員会に付されました主立った意見要望をご報告いたします。

「一般会計」では、1点目として、まちづくりチャレンジ事業についてであります。

まちづくりに取り組む新たな担い手の育成と地域の活性化となるよう、大いに期待するところです。より多くの団体が参入できるよう、募集案内の周知方法、募集期間などを工夫願いたい。

2点目として、「地域おこし協力隊」についてであります。

隊員には、本町のまちづくりに積極的に参加し、地域を変える力として期待するものであります。また、多くの隊員がかかわることにより、その効果が高まるものと考えられ、複数採用が早期に実現されるよう努力願うとともに、さまざまな活動ができるよう支援いただくことを期待するものであります。

3点目として、「防災」についてであります。

近年頻発する自然災害に対応するためには、日頃の備えが重要になります。町民の防災意識を高めるとともに、総合防災訓練においてはより多くの方に関心を持って参加いただくことが重要であります。実践された内容につきましても、広く町民へ周知願いたい。

4点目として、「観光振興」についてであります。

「ないえさくらまつり」と「ないえ産業まつり」は町内外からの来場者も多く、本町の大切な観光イベントです。町としても関係団体の取り組みを支援していただくとともに、協力して、さらなる魅力あるイベントなるよう盛り上げていただきたい。

5点目として、「英語指導助手」についてであります。

英語教育の推進はグローバル化に対応する人材育成のためにも重要なことであり、英語指導助手を増員することは大変喜ばしいことであります。最大限に活用し、本町の子供たちの実践的な英語力の向上を期待いたします。

6点目として、「学校給食の広域化」についてであります。

少子化により児童数も減少している中、安定して給食を提供する上でも、近隣市町と広域化することは高く評価するところです。移行する際には、児童生徒に支障なきよう万全を期していただきたい。

次に、「国民健康保険事業会計」についてであります。

北海道が示す標準保険税率に近づけるため、資産割を廃止し、3方式へ移行したことは評価するものであります。町独自の激変緩和措置を講じても負担が増える方がいることから、町民へ十分に説明を行い、理解いただくよう努めていただきたい。

次に、「町立国保病院事業会計」についてであります。

地域に安定した医療体制、病診連携の推進、サービス付高齢者向け住宅の運営など地域医療の確保、経営改善に努力されていますが、患者数の減少に加え、診療報酬改定など大変厳しい経営環境にあります。一層の経営改善に努力願いたい。

以上が、当予算審査特別委員会に付託されました案件の審査の概要であります。

委員会審査において出された意見要望も含め、十分検討され、事業遂行に当たっていただきたい。

以上、予算審査特別委員会報告といたします。

議案第12号討論・採決

(10時07分)

●議長

ご苦労さまでした。

議案第12号「奈井江町固定資産評価審査委員会条例及び奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 13 号 討論・採決

(10 時 08 分)

●議長

議案第 13 号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 13 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 17 号 討論・採決

(10 時 08 分)

●議長

議案第 17 号「奈井江町敬老祝品等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 17 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 20 号 討論・採決

(10 時 09 分)

●議長

議案第 20 号「砂川市と奈井江町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 20 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 21 号 討論・採決

(10 時 09 分)

●議長

議案第 21 号「奈井江、浦臼町学校給食組合規約の変更について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 21 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 2 2 号 討論・採決

(1 0 時 1 0 分)

●議長

議案第 2 2 号「奈井江、浦臼町学校給食組合の解散について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 2 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 2 3 号 討論・採決

(1 0 時 1 0 分)

●議長

議案第 2 3 号「奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う財産処分について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 2 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号討論・採決

(10時11分)

●議長

議案第6号「令和2年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号討論・採決

(10時12分)

●議長

議案第7号「令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 8 号 討論・採決

(1 0 時 1 2 分)

●議長

議案第 8 号「令和 2 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 8 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 9 号 討論・採決

(1 0 時 1 3 分)

●議長

議案第 9 号「令和 2 年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 9 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 10 号討論・採決

(10 時 13 分)

●議長

議案第 10 号「令和 2 年度奈井江町国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 10 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

日程第 3 町政一般質問

(10 時 14 分)

●議長

日程第 3、町政一般質問を行います。

質問は通告順といたします。

なお、質問は再々質問を入れて 30 分以内でお願いをいたします。

(1. 6 番笹木議員の質問・答弁)

●議長

6 番笹木議員。

(6 番 登壇)

● 6 番

改めまして、おはようございます。6 番笹木利津子です。通告に従い、新型コロナウイルス感染拡大に対しての現状の取り組みと今後の対応について、町長、教育長にお伺いいたします。

初めに、このたびのコロナウイルス感染拡大では、国内において亡くなられた方 31 人の皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、今現在、治療のため手当てを受けている皆様、ご家族の皆様にお見舞いを申し上げます。

初めに、町長にお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症が中国武漢から広がりを見せ、わずか 3 カ月余りで今は世界の恐怖とまでなっております。新聞、テレビなどでは連日コロナウイルスの報道があり、その報道から多くの情報を得ているところですが、情報にも差があり、戸惑うこともしばしばです。

現在、感染確認の施策も広がり、検査人数が増加し、連日感染者数が増える中、北海道においても昨日まで 148 人の感染が認められ、うち 5 人の方が亡くなられております。

現在まで国内の感染者の確認に使われている 6 時間程度かかる PCR 法から、わずか 15 分で感染が確認できる検査キットがきょう 16 日に販売されることになり、今後、感染者が大幅に増える可能性があると考えられます。

最近の感染ルートは、クラスターと言われる集団感染です。自覚がないまま感染してしまうことは大きな恐怖です。言いかえれば、いつ誰が感染してもおかしくないとも言えます。

この後も感染経路がはっきりしない患者が増える流行期が最低二、三カ月続くと予測される中、在宅ワーク、イベント・スポーツなどの自粛や中止など、私たちの生活は大きな負担を強いられており、経済や日常生活を維持できる形で感染対策を行っていかなくてはなりません。

ただ、ここで一番危惧するのは、このたびのコロナ感染症に対して、最初、北海道に、また管内に感染者が出たときの驚きや緊張感です。現在も道内の感染者が毎日多数増加している中で、時間の経過や自粛の延長でどこかなれ合いになっていることも実感します。大事なことは「正しく恐れる」ということだと思います。ですから、この時期に町として、感染を防ぐという意味で町民に対し何かしらの発信をしていただきたいと思います。

ますがいかがでしょうか。

今回のコロナ感染拡大により、さまざまな情報の中で、特に高齢者の方、小さな子供さんがいる方など、どうなんだろうと困っている方、迷っている方はいないのでしょうか。そういう方たちが気軽に相談できる窓口も必要ではないかと思い、相談窓口の設置について伺いいたします。

また、企業、商店など、今回の感染拡大により影響を受けている町内事業者について伺いいたします。

毎日の報道で、今回のコロナ感染では、事業閉鎖や縮小のほか、従業員の解雇・休業など、その範囲は大変広く、影響の大きさを実感します。現在、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省などが多くの救済施策を発表しておりますが、実際に影響の実態は2カ月後、3カ月後にならないと本当の影響は見えてこないのではないかと考えます。

先般、商工会による中小企業等の相談窓口という案内が新聞折り込みに入りました。お聞きするところによると、法人、個人事業主に限らず相談を受けていただけるようであります。

町としても、商工会と連携をとり、町内事業者の影響を共有し掌握することが必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

また、13日現在ですが、全国7都道府県で105の保育園が休園、そのうち9割以上が北海道で、学童保育は196カ所が臨時閉鎖されているようです。

奈井江町においても、認定こども園、学童保育と、このたびのコロナ感染拡大に伴い、子供たちはもちろんですが、保護者やそれぞれの施設職員の皆さんの感染に対しての対応は本当に大変だろうと感じているところです。

コロナ感染拡大からこれまでの認定こども園、学童保育の状況と、新年度を迎える季節でもあり、これからの対応について伺いいたします。

また、最後に、「マスク、除菌スプレー売っていないね」が挨拶がわりになるほど入手困難が続いておりますが、町として、医療関係や集団感染が起きた場合など、緊急に供給できる保管があるのか伺いいたします。

以上、質問といたします。

●議長

(10時21分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。笹木利津子議員からの新型コロナウイルスの感染拡大に対する現在の取り組み、今後の考え方ということまでのご質問かと思えます。

まず冒頭、感染によってお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げ、また本当に今なお治療を続けておられる方々に対してもお見舞いを申し上げたいと思いま

す。

道内の状況、そしてまたPCRとかの検査の状況については議員ご指摘のとおりでありますので、重複は避けさせていただきますけれども、拡大が続く新型コロナウイルスに関して、世界保健機構（WHO）が3月11日、世界的な大流行、いわゆるパンデミックになったとの見解を示し、我が国においても緊急事態宣言を可能とする新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正が行われております。

現在、当町では感染者の報告がありませんが、これまでの初期対応については、さきの本会議特別行政報告においてご説明をさせていただきましたけれども、2月の21日、庁舎内に新型コロナウイルス感染症対策委員会というものを設置して、国の基本方針や北海道の緊急事態宣言など、関係機関からの指示・要請などをもとに感染拡大防止に向けた対応を進めてまいりました。

その中で、小中学校の臨時休業、公共施設の臨時休館等を実施してきたほか、区長回覧やホームページ、また各施設利用者への説明などにより適宜情報提供に努めてまいりました。

そこで、ご質問の1点目でありますけれども、感染拡大に伴う相談窓口の設置の件であります。現在、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口については、道において道立保健所等に帰国者・接触者相談センターを設置し、感染状況の正確な把握、指定医療機関への受診調整などを行い、住民が感染の不安から相談なしに医療機関に受診することがないよう感染拡大の防止に努めるなど、そういう役割を担っております。

本町の場合は、滝川保健所が窓口となっており、道庁の地域保健課においても人員体制を強化し、24時間体制で相談業務に当たっております。

このことから、市町村としては、道との連携のもと、あえて相談窓口を設置するのではなく、住民の皆さんに感染症の正しい知識を伝達すること、感染の予防方法や相談窓口の周知を図ることなどの役割が求められております。

町におきましては、2月28日付でチラシの全戸配布やホームページの掲載による予防方法、相談窓口の周知など広く情報提供を行い、北海道とともに感染拡大防止に努めているところであります。

奈井江町として、これまで、保健センターに住民の皆さんから数件のお問い合わせをいただいております。町の役割としては、住民の皆さんのこれらの不安が少しでも解消されるよう引き続き情報を提供させていただき、個別に丁寧な対応に努めていきたいというふうに考えております。

当面、感染者の増加傾向が続くことが予想されていること、このことから、今後、住民一人一人が二次感染、三次感染を防ぐための行動に協力していただくとともに、感染拡大の状況により、国や道との連携のもと、本町としての役割を果たしながら感染拡大防止への対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の、町内企業、商店など感染拡大で影響を受けている状況の把握の点であります。

中小企業、小規模事業者への対応といたしましては、町では2月28日、セーフティネット保証融資の情報が国から出された時点で商工会、金融機関へ連絡を行い、町内の今後の見通しについての情報共有を開始している一方で、商工会では3月6日に料飲業部会の会員さん、3月10日には商工会の全会員へ今回の影響にかかわるアンケート調査を送付するとともに、議員も先ほどおっしゃっておられましたけれども、3月11日、会員以外の事業者も含めた相談窓口の開設について、新聞折り込みにより周知をいただいております。

町としては、商工会と状況の共有を図るとともに、町が利子補給を行う中小企業振興保証融資制度も町内中小事業者にとって有用な選択肢となるということから、国から逐次出される施策の活用も含めて、今後も商工会、金融機関と連携を密にしながら適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

また、町内に立地していただいている企業に関しては、今後、新型コロナウイルスによる世界経済の減速、そしてその影響が及んでくるものとの懸念をされることから、状況の把握に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目の認定こども園、学童保育の状況と今後の対応についてであります。保護者の就労の支援や子供の居場所の確保の必要性を考えて、認定こども園は継続して開所しております。また、学童保育に関しては、学校の臨時休業にあわせ開設しない方針としておりますが、午前中からの受け入れ体制を整え、3月9日から再開しております。

現在の利用状況については、認定こども園が3月13日現在、入所者数116人中73名の登園数で約63%の登園率であります。また、学童保育については、再開以降、1日3人から5人の利用であり、2月中の1日平均利用者数16.9人に比べますと約26%の利用率というところであります。

子供の受け入れに当たりましては、子供同士の接触を最小限にするよう細心の注意を払うとともに、施設内の共有部分や玩具などの消毒を強化し接触感染の予防に努めており、一方で、感染リスク低下のため、保護者の皆さんにはなるべく家庭保育についてご協力をいただいているところであります。

今後も引き続き、子供の健康管理や感染予防に留意するとともに働く労働者のニーズにお応えするため、適切に運営を行ってまいりたいというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思います。

最後になりますけれども、備蓄のマスク等々の状況であります。

マスク等の備蓄品の取り扱いにつきましては、本町では、災害時に避難所を開設した場合の使用、これを想定してマスク3,000枚、消毒液500ミリリットル24本を備蓄してまいりました。購入や管理については、製品の保存期間を考慮し、町立病院にて病院使用分とあわせて備蓄管理を行っておりますが、コロナウイルスの発生以降は追加の発注も行っております。

マスクの使用に関しては、まずは現場で町民に接する職員からの感染を予防することに主眼を置き、役場1階窓口のほか、認定こども園、学童保育、ひだまり、小中学校に一定量を配布し、それぞれ職員が使用しております。

また、消毒液については、他の事業で保存していた在庫品と合わせて、学校、役場、みなクルなどの公共施設に限定して配布をしております。

追加発注分については、３月に入って１万枚のマスクが病院に納品されておりますが、そのほかについては、現在、納品のめどが立っていない状況にあります。

そうした状況から、今後の在庫品の活用については、これまでどおり、公共施設等における活用に限定するほか、万が一の集団感染等の発生に備えて保管が必要と考えており、一般町民向けへの配布は難しいと考えております。

これまで答弁した以外には、感染拡大の終息が見えない中、町立国保病院においても感染対策を徹底し、入院患者の面会を原則禁止する措置を講じております。

今後、国内におけるさまざまな分野で限りなく影響が拡大する様相の中で、国や道の対応も日々刻々と変化しているのが実態であります。

全国町村会では３月１０日、全国市長会との連名で感染症対策に関する緊急提言を国に提出しております。内容につきましては、資料にて提出をさせていただきましたが、国と地方の連携、教育・福祉・医療への支援、地域経済対策など幅広く網羅したものになっております。

今後におきましても、町村会とともに国への要望を継続しつつ、北海道との連携により住民の感染防止に向けて必要と考えられる対策を随時講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(１０時３２分)

笹木議員。

●６番

ただいま町長に答弁をいただきましたが、まず、マスク、除菌スプレーの保管数、医療施設ほかの緊急時の供給について答弁いただき、少し安心したところです。

相談窓口の設置についてですけれども、今回のコロナ感染に対して、町民の受けとめ方のばらつきが少し心配です。道からは３週間連続で自粛要請が出ましたが、例えば、時期的に新年度の総会などが来月、４月予定の会合もさまざまなところで自粛している動きがある中、この１９日以降、飲食を伴う会合ももう数件行われるようなご案内も来ております。主催者の判断でということなのかと思いますけれども、自粛が長引くことでだんだん判断も難しくなっているのかな、そんなふうに思っているところです。

いずれにしても、困っている、迷っている町民に対して、改めて現状の通知、広報などで周知していただきたいと思いますが、この点について伺いたいと思います。

今ほど町長から、道に設置されていると報告がありましたけれども、伺うところによると数件、保健センターで対応してくださっているようであります。内容によっては、保健センターから、また滝川保健所、また道へとしっかりつないでいただいて、町民の困り事を解消していただくようお願いをしたいと思います。

次に、感染拡大により影響を受けている事業者、今後影響が大きくなると予想される事業者ほか、従事している従業員またその家族、国としても救済の施策が多く出ていますが、その範囲が本当に広いです。その救済の施策が、今ほど町長もおっしゃいましたが、十分活用されるために、まずはその実態を知ることが大事だと考えております。

先ほども申し上げましたけれど、商工会の相談窓口が設置されます。事業者には、アンケート用紙も配布されました。ここの連携も大事だと思いますし、また商工会も通常の仕事のほかの業務になろうかと思しますので、もし商工会から依頼があった場合、行政の派遣も含め、商工会での相談の協力ができるのかお伺いいたします。

最後に、認定こども園、学童保育の状況・対応については、厚生労働省、それから文部科学省ほか、多くの施策とともに感染拡大に対しての注意、また規定が、私も調べたところ本当に多く、受け入れ側の対応が大変だなということを実感しております。その中で、従事してくださっている職員の皆さんに感謝をいたします。

このところ、最近、全国で、また北海道でも、保育士、園児の感染確認が大変増えてきております。認定こども園、学童、それぞれその状況の中で頑張ってくださっているというお話、今ほど伺いましたけれども、家庭保育の協力ということではありますが、この自粛が長引けば長引くほど、家庭内保育もだんだん難しくなってくるのかなと。自前で何とかやりくりしているうちはいいけれども、おじいちゃん、おばあちゃんに見てもらっているうちはいいけれども、だんだん長引くことによって、どうしてもちょっと心配けれども保育園に、また学童にという思いも保護者の方にあるやもしれません。そんな状況が出たときに、職員さんの状況などでこの受け入れが可能なのか、その点について伺います。

●議長

(10時36分)

町長。

●町長

笹木議員の再質問にお答えをしたいと思います。まず基本的な私ども町のスタンスとして、不要不急の集会、飲食等はやはり基本的に控えていただきたいということであります。何よりも私どもが優先しなければならないのは、奈井江町内において感染者を出さないということを基本的な柱に据えた中で、今いろいろ、後段でお話しさせていただきましても、ご提起いただいた課題をクリアしていかなければならないのかなというふうに受けとめておりますので、まずは感染者を出さないことに向けて全力を投球していきたいということでご理解をいただきたいと思います。

そういう中で、まさに「正しく恐れる」という意味でのことでもありますし、いろいろ毎日のように新しい情報が出てくる。少しずつやっぱり、言葉が不適切ですけど、状況によって情報も対処の仕方も変わってきているのが現状でありますので、最終的には、私としては職員の、先ほど申し上げた委員会の中でも申しておりますけれども、全国津々浦々同一の状況ではないと。それぞれの町の、奈井江町なら奈井江町の実態をしっ

かり捉まえた中で判断をしていかなければならないというふうに考えておりますので、そういう意味で対応を心がけていきたいと思ひますし、窓口が道だからということでそれを排除するということではありません。どんなこと、不安に思っている町民については、現在、先ほど申し上げたとおり、やはり身近なところで保健師頼りで電話をいただいているわけですから、それについてしっかりと状況を説明をして、対応の仕方を導くというような形でかかわっていききたいというふうに考えております。

2点目の事業者の家族、またそれらのものに対するということで、当然のことながら、もう既に出ていると思うんですが、最初に影響を受けるのはやっぱり料飲業の皆さんかなというふうに思ひます。そして、それが少しずつ広がって行って、本当に全国的な話をすれば、酪農の皆さんの牛乳の話だとかいろいろ表に出ていますけれども、奈井江町における農業者の皆さんに対しても影響が及ぶことだと思ひますし、工業分野にも、先ほど申し上げましたけれども、世界中の問題になりますから、私には関係のないということにはもうならない状況なんです。

これは、商業、農業とかそういう産業的なものだけでなく、全てのことについてもうそういう状況だと思ひていますから、そのことを本当にそれぞれの分野でやれることをやると。先ほど申しました、奈井江町としてやれることをどうやってやっていくかということなんです。その中で、その状況の把握等についても、先ほど申し上げましたとおり、商工会が本当に、商工会という分野に限ってのことになろうかと思ひますけれども積極的に取り組んでいただいています。このことについて、まずはしっかりと情報共有をさせていただいて、私ども行政としてそこにかかわらなければならないこと、かかわってほしいというようなことがあったら、ぜひ言ってくださいということも、これは商工会さんのほうに申し入れをさせていただいております。職員の派遣とか、そういうことに限らず、とにかく何をしなきゃならないのか、何ができるのかというところを一緒に考えていききたいというふうに考えております。

3点目、学校だとか医療、保育の現場でのそれぞれの職員のということでもあります。

まさに奈井江町はそういう状況にありませんけれども、罹患した患者さん等々と接触した、そういうところで働く現場の人たちが、ある意味、いろんなヘイト的な形で発言を受けているとかいろんなことが報道されています。おかげさまで奈井江町ではそういうことはありませんけれども、まさにその現場の人たちも非常に強いストレスを感じて当たっていただいていることだと理解をしております。

あわせて、家庭内保育の限界ということもあろうかと思ひますが、これも繰り返しくなります。おかげさまで、奈井江町の学校、学童、保育所、かかわる生徒さん、児童さんの数が比較的少ないわけですから、個別に家庭の状況等も把握しやすい状況にあると思ひていますので、それらをしっかりと現場として受けとめて、これは本当に例えばの話で例になりませんが、今、自宅で待機してくれている人たちも、おっしゃったとおり、やっぱりもう我慢できなくて預けなきゃいけないというようなことになったときに、キャパシティの問題がどうなのかということも含めたときに、それを極端な話、分散してやるとか、いろんなことをこれから考えていかなければならないのかもしれない

せん。

いずれにしても、まだ終息の方向が見えない中で、本当に一つ一つを現場の声を聞きながら判断せざるを得ないと考えておりますので、このことについてはしっかりと取り組んでいきたいということだけ申し上げて、ご理解いただきたいと思います。お願いします。

●議長

(1 0 時 4 2 分)

笹木議員。

● 6 番

町長から詳細な答弁をいただきましたが、いずれにいたしましても、終息までかなりの時間がかかると思われます。町長を初め職員、また議会も、町民の皆さんを感染しない、させない、そんな思いで、一日も早く普段の生活に戻れることを願い、町長への質問を終わります。

次の質問に入ります。

1 点目の質問と同じく、新型コロナウイルス感染拡大に対して現状の取り組みと今後の対応について、各小学校、中学校、高校出の現状と今後の取り組みについて教育長にお伺いいたします。

2 月 2 8 日、感染の流行を早期に収束させるため、極めて重要な時期であることを踏まえ、何より子供たちの健康・安全を第一に、子供たちや教職員が長時間集まることによる感染リスクを避ける目的から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休校が示されました。

しかしながら、この臨時休業ではさまざまな問題が多く、教育委員会、教職員など関係者の解決すべき問題が山積している状態です。期末テストや卒業式、また高校、大学、ほかの受験を控え、職員の皆さんも苦渋の選択を強いられました。

まず、臨時休業を行うことによって、その実効性を担保するため子供たちは自宅で過ごすということですが、低学年においては保護者が休みをとれる環境を整えることも大変です。

また、卒業を迎える児童生徒に 3 月末までにすべき内容の指導を行うための対応など、3 月 2 日から開設されている文科省が作成した自宅で活用できる教材や動画が紹介された子供の学び応援サイトが子供たちも上手に活用できているのかなど、また、学校の教職員については、臨時休業中でも学級の児童生徒への連絡やさまざまな業務が想定されますが、今回臨時休業に際してその教育活動の一環として、教育委員会等の職務命令に基づいて学習指導や生徒指導に関する業務にかかわることが可能とされております。奈良江町においてはどのような状況になっているのでしょうか。

夏休み、冬休みと違って外出の自粛など制限された中での休校ですから、子供たちにとっても大きな負担になり心配されるところです。報道では、長引く自粛のため、さまざまな施策が自治体、また各学校で行われてきています。

子供たちの健康を保つため、運動不足やストレスを解消するための安全な環境についても周知しつつ子供を守ることとは大変なことです。ある意味、感染の終息が見えない中で、心待ちにしている入学式も心配されるところです。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染拡大に対しての対策を行うことが大前提ですが、小学校、中学校、高校での現状と今後の対応について教育長にお伺いいたします。

●議長

(10時46分)

教育長。

●教育長

ただいま笹木議員よりご質問がございました新型コロナウイルス感染拡大に対する小中学校及び高校、奈井江商業高校となろうかと思えますけれども、そういう現状と取り組みについて、それと今後の対応についてご答弁をさせていただきたいと思えます。

新型コロナウイルスにつきましては、道内を初め、国内におきましても今もって感染が続いている状況で、不幸にして亡くなられました方々に対し、心よりお悔やみを申し上げたいと思えます。また、罹患された方々に対しましても、心よりお見舞いを申し上げたいと思えます。

さて、新型コロナウイルスの感染防止に対応した小中学校の臨時休業につきましては、3日の教育行政報告でも申し上げましたとおり、北海道教育委員会教育長の要請により各学校長と協議を行い、本町におきましては3月23日までを臨時休業とし、翌24日を学年末の修了式、25日から4月6日までを春休みとさせていただいたところでございます。

また、長期にわたる休業となったことから、児童生徒の健康管理の把握を初め、学習課題の提供や学習方法の指導を行うため、実施時間や場所などに考慮した中で分散登校を行うこととし、中学校では9日より実施をさせていただいております。これまで3日間、中学校では行っておりますが、健康不良となる生徒もおらず、全学年の生徒が登校をしているということでございます。

小学校では17日を予定しておりますが、それまでの間、各担任が学習の状況、子供の健康状態などを電話により保護者に確認を行いながら現在進めているところでございます。あわせまして、家庭学習に必要なテキスト等を児童に郵送するなどの措置をとらせていただいております。きょう現在、小中学校とも健康不良となった児童生徒はいない旨の確認をさせていただいております。

さらには、生活面や学習面に不安を感じる児童生徒、そして保護者に対しまして、個別相談についてのお知らせをさせていただいております。現在のところ、申し出は今のところないという状況でご報告をさせていただきたいと思えます。

なお中学校では、学校休業中の3月4日に高校入試が実施をされましたが、3年生全員が健康を害すことなく、無事試験に臨んだという報告を受けております。

次に、卒業式についてでございますが、中学校では１２日、参加者を卒業生と保護者に限定をさせていただきまして、椅子の間隔をあけるなどの感染防止を図りながら実施をしたところでございますが、卒業生全員が元気に式に臨んだということも報告をさせていただきます。

小学校におきましては、１９日の卒業式を卒業生と、これは体育館のスペース、本当にちょっと狭いものですから、保護者１名とするなど出席者を限定した中で挙行する予定としているところでございます。

今回の臨時休業期間は本当に長期に渡ることから、習得すべき教科の内容については未履修となる教科も当然ございます。そのようなことから家庭学習での予習など学習指導を行い、それでも不足するものについては、学校再開後、補充授業などの対応が必要と考えているところでございます。

次に、奈井江商業高校におきましては、３月２日から２４日までの間、臨時休業とする中、学習課題の提供を初め、各担任から生徒の健康状態の確認が行われまして、現在健康を害した生徒はいない旨お聞きをさせていただいております。

また、３月１日に予定した卒業式につきましては、日程変更の通知、これは道教委からの通知でございますが、直前であったということから、生徒や保護者の参加が難しい状況と学校側で判断をされたということで、卒業式を中止とし、卒業証書の授与につきましては６日以降に随時行ったというふうにお聞きもしております。

在校生への対応といたしましては、現在、個別相談等の対応を行っているほか、分散登校についても検討をされているというふうにお話をお聞きをさせていただいております。

以上、町内の小中高の現状についてご報告を申し上げますが、学校における新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、刻々と状況の変化がございます。そういった変化に応じた対応が求められているところでございます。今後とも学校と迅速な情報共有を行い連携を深めながら、児童生徒への学習支援、そして不安解消の対応に取り組んでまいりたいと考えてございます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(１０時５２分)

笹木議員。

●６番

ただいま教育長に奈井江の子供たちが元気であるという状況をお聞きして、本当にうれしく思っているところであります。

子供たちが自粛の延期でストレスが発散できない状況にいるのが最大の心配ではありますが、親のいない家での過ごし方、また、お友達に会えない寂しさ、保護者だけではこれはどうすることもできない環境を、ぜひ教育委員会、また学校が知恵を絞って行っていただきたいと思います。

今ほどの教育長の答弁の中に分散登校、中学生が全学年、全員登校したということを書いて本当にうれしく思いますし、また、小学校においては子供、保護者の個別の相談、今のところないですけれども、この自粛なり新学期なり、いろんな状況が変化していくにつれ、ここら辺の相談も出てくるやもしれません。どうか親切に丁寧に対応していただければありがたいと思います。

感染対策を行っていくことが大前提になっていますから、職員の皆さんも大変かと思いますが、奈井江の子供たちが元気に登校できて、通常の学生生活に戻れるために最大のご尽力をお願いし、私からのご質問を終わらせていただきます。

以上、質問を終わります。

●議長

笹木議員の一般質問を終わります。

以上で、町政一般質問を終わります。

(10時54分)

日程第4 議案第26号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時54分)

●議長

日程第4、議案第26号「令和元年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会の最終日、ご出席大変お疲れさまでございます。

追加議案として配付をしてございます議案書の139ページをお開きください。

議案第26号「令和元年度一般会計補正予算」について説明をいたします。

補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加をし、その総額を47億1,253万6,000円とするものでございますが、国の補正予算にかかります農業担い手確保経営強化支援事業補助金の追加でございます。

143ページの歳出をごらんください。

6款1項3目において、農業機器の購入助成にかかわる補助金300万円を追加計上し、上段の歳入をごらんいただきたいと思います。農林水産業費、同補助金を同額追加計上をしてございます。

以上、補正予算の概要について説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時56分)

●議長

日程第5、議案第11号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の116ページをお開きください。

議案第11号について説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、地方公務員法等の一部改正に伴う会計年度任用職員の

サービスの宣誓に関し、任用職員の任用形態に応じて別段の定めをすることができるものとする改正となっております。

以上、議案第 11 号について説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 14 号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10 時 58 分)

●議長

日程第 6、議案第 14 号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び奈井江町監査委員条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の１２１ページをお開きください。

議案第１４号について説明申し上げます。

本条例は地方自治法の改正において、新たに第２４３条の２が新設をされ、従来の条項が第２４３条の２の２として移動したことによる関係条例の条文整理を行うものでございます。

以上が議案第１４号の概要でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１４号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第７ 議案第１５号の上程・説明・質疑・討論・採決

(１０時５９分)

●議長

日程第７、議案第１５号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例の~~一部を改正する~~条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の122ページをお開きください。

議案第15号について説明を申し上げます。

本案につきましては、民法の一部改正に伴いまして、奈井江町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

その詳細について担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

建設環境課長。

●建設環境課長

改めましておはようございます。定例会最終日、大変お疲れさまでございます。

私からただいま提案いたしました議案第15号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げますので、定例会資料19ページの資料ナンバー6、新旧対照表をお開き願います。

今回の条例改定につきましては、民法の一部改正に伴い、低額所得者、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境の充実に図る観点から、国が定める公営住宅管理標準条例案が改正され、債権関係の見直しや単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況を踏まえるとともに、これまでの公営住宅に係る制度改正の内容を反映するため、奈井江町営住宅条例の一部を改正し、関係条文を整理しようとするものであります。

改正の概要につきましては、全体的な文言整備を行うほか、改正の主な変更内容につきましては、第5条第5号公募の例外として、各号に基づく整備事業の追加をするものであります。

第6条では、入居の資格で、東日本大震災復興特別区域法に規定する被災者等を追加、また、ただし書きとして、復興推進計画に記載された期間が満了するまでを加えるものであります。

20ページをお開き願います。

第4号の市町村税の滞納していない者の条文につきましては、入居希望者の事情はさまざまであり、公営住宅が住宅に困窮する低額所得者に住宅を供給するという目的である中、税の滞納者においては生活困窮者であることも考えられるため、第4号の要件を削除するものであります。

第18条では、敷金のルールが明確化され、取り扱いは従来通りであります。標準

条例にならい滞納家賃への充当と退去時の修繕費への充当を明文化し、法的根拠を明確にするものであります。

２３ページをお開き願います。

第３９条公営住宅の明け渡し請求では、法定利率が引き下げられるとなりますが、利率が変わるたびに条例改定が必要となることから、数字表記から法定利率に文言を整備するものであります。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１５号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第８ 議案第１６号の上程・説明・質疑・討論・採決 (１１時０４分)

●議長

日程第８、議案第１６号「奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の１２４ページをお開きください。

議案第１６号につきましては、容器包装、プラスチックごみの収集を令和元年度をもって廃止することに伴い、条例の中から削除しようとするものでございます。

本件につきましては、１２月末に住民説明会を行うとともに、広報２月号で周知を行ったところでございますが、令和２年３月末をもって分別収集は終了する一方で、移行期間として４月末までは分別をした上で燃やせるごみの日に排出することは可能としたところでございます。

なお、本件に伴いまして、４月から燃やせるごみの収集日が一部変更がございます。北町地区については月曜日から火曜日に、農村地区については月曜日から木曜日となります。

また、５月から９月までの間、燃やせるごみのごみ袋との交換を行っていくとし、地区や団体から要望がございましたら、担当職員が説明に行く旨、広報のほうであわせてお知らせもしているところでございます。

以上、議案第１６号について説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１６号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、この時計で15分まで休憩いたします。

(休憩) (11時06分)

日程第9 議案第18号の上程・説明・質疑・討論・採決 (11時15分)

●議長

会議を再開いたします。

初めに、先ほど議件名の中で、日程第7、議案第15号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」と読み上げたところでありましたけれども訂正をいたしたいと思います。訂正後は、日程第7、議案第15号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」ということで、訂正をさせていただきます。

日程第9、議案第18号「奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の126ページをお開きください。

議案第18号について説明申し上げます。

本案につきましては、道路構造令の一部改正に伴います自転車通行帯の設置及び自転車道の設置に関する基準にかかわります条例改正を行おうとするものでございます。

改正の概要につきましては、自転車を安全かつ円滑に通行させるための自転車通行帯の設置やその幅員については1.5メートル以上とするなどについて定めるものでございますが、現状、町道において、もう一つの基準であります自転車道の設置要件、時速60キロ以上の道路がないことから、町道において新たな工事等々は不要であるということをし添えさせていただきます。

以上、議案第18号について説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号の上程・説明・質疑・討論・採決 (11時17分)

●議長

日程第10、議案第19号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の128ページをお開きください。

議案第19号について説明申し上げます。

本案につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に基づきまして、放課後児童支援にかかわる条例の改正を行おうとするものでござい

ます。

当町も同様でございますが、全国的に国が定める放課後児童支援員の資格要件を満たす人員の確保に大変苦慮している状況の中から、国はこの基準を従うべき基準から参酌すべき基準へと緩和を行ったところでございます。

そこで当町においても、みなし支援員の経過措置を延長するため、本条例を改正するものでございます。

以上、議案第１９号について説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１９号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１１ 議案第２４号の上程・説明・質疑・討論・採決 (１１時１９分)

●議長

日程第１１、議案第２４号「副町長の選任について」を議題といたします。

暫時休憩といたします。

(休憩) (総務課参事退席)

●議長

会議を再開いたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

追加議案の１３５ページをお開きください。
議案第２４号「副町長の選任」について。
奈井江町副町長、相澤公氏が、令和２年３月３１日をもって任期満了となるので、碓井直樹氏を選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定により、町議会の同意を求めるものであります。
令和２年３月１６日提出、奈井江町長。
よろしくご審議お願いいたします。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。
まず、本案に反対者の発言を許します。
１番、篠田議員。

●１番

議案第２４号「副町長の選任」についてに、反対の立場で討論をさせていただきます。
この３月末日に現在の副町長が任期満了となり、議案には議題として項目だけ記載されておりましたが、議案は当日配付となっており、どのような提案がされるのかと思っておりましたが、突然追加議案で教育長が辞任し、教育長の任命同意が追加されたことに驚いております。

さて、奈井江町は町立国保病院や温泉、役場庁舎整備のそれぞれの今後のあり方等の大きな課題が山積しておりますが、まちづくり後期実施計画の財政推計でも厳しい財政運営が目前に迫っている中で、副町長人事が一新され、これからのまちづくりが変わっ

ていくのかと期待しておりました。

ふたをあけると、人は変わりましたが、変わらぬ体制が今回上程されました。これまで前町長等の中枢として町長の意向を受けての政策や企画を担当されておりましたが、もっと町全体を勘案して財政や企画運営に当たっていくものと期待しておりましたが、財政は逼迫した状態であり、また、この3月で派遣が終わる介護2施設への職員派遣では、最後は本人の意向を尊重していただいたが、これまでの対応には思いやりが欠けており、職員からの不信感是否めない。

これから職員がさらに一丸となってまちづくりを進めていかなければならない時期に、変わらない体制下では、職員の士気は上がらないものと思われ、反対することといたしました。どうか皆さんのご賛同をお願いいたしまして、反対討論をいたします。

●議長

次に、賛成者の発言を許します。

8番、大矢議員。

●8番

私からは、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、奈井江町は財政的に大変厳しい中にありまして、第6期まちづくり計画後期実施計画の確実な推進と役場の庁舎のあり方など、未来へつなぐまちづくりを進めていかなければなりません。

碓井氏におかれましては、まちづくり課課長、そして参事として長年にわたりまちづくりに大変貢献いただいたところであります。その経験と見識を生かしていただき、奈井江町が発展することを私としては期待し、賛成するものであります。

●議長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

●議長

これで討論を終わります。

議案第24号を起立により採決をいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

起立多数であります。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

暫時休憩とします。

(休憩) (総務課参事入室)

●議長

休憩中ではありますが、新副町長になられる、碓井総務課参事よりご挨拶をいただきたいと思います。

(新副町長挨拶)

日程第 1 2 議案第 2 5 号の上程・説明・質疑・討論・採決 (1 1 時 2 6 分)

●議長

会議を再開いたします。

日程第 1 2、議案第 2 5 号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

暫時休憩といたします。

(休憩) (副町長退席)

●議長

会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書の 1 3 7 ページをお開きください。

議案第 2 5 号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」。

奈井江町教育委員会教育長、萬博文氏が令和 2 年 3 月 3 1 日をもって辞職するため、相澤公氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、町議会の同意を求める。

令和 2 年 3 月 1 6 日、奈井江町町長。

よろしくご審議の上、ご賛同をお願いいたします。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

1 番、篠田議員。

●1 番

議案第25号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」も、先ほど副町長の部分で反対討論をした内容と同様であります。今回、副町長から教育長へということですが、教育長としての適任についてどうかと考えた場合、反対いたすことにいたしました。どうか皆さん方のご賛同をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

●議長

次に、本案に賛成者の発言を許します。8 番、大矢議員。

●8 番

賛成の立場で討論いたします。

相澤氏におかれましては、町長を支え、奈井江町発展のためご尽力していただきました。その卓越した見識を教育の現場でも生かしていただき、奈井江町教育のさらなる充実を期待いたしまして、賛成するものであります。

●議長

ほかに討論はありますか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第25号を起立により採決をいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

起立多数であります。本案は、これに同意することに決定をいたしました。
暫時休憩といたします。

(休憩) (副町長入室)

●議長

休憩中ではありますが、新教育長になられる、相沢副町長よりご挨拶をいただきたい
と思います。

(新教育長挨拶)

日程第 13 会議案第 1 号の上程・説明・採決

(11時31分)

●議長

会議を再開いたします。

日程第 13、会議案第 1 号「議員の派遣の承認について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第 1 号「議員の派遣の承認について」、下記日程のとおり議員を派遣したいの
で承認を求める。

令和 2 年 3 月 16 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、議会懇談会派遣について、(1)派遣先、奈井江町文化ホー
ル、(2)期日、令和 2 年 6 月 10 日水曜日、(3)派遣議員、全議員、(4)経費、
なし。

以上でございます。

●議長

本案は、原案のとおり承認することとしたいと思います。

なお、日程等の変更につきましては、あらかじめ議長に一任をお願いしたいと思いま
す。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 1 4 決議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決 (1 1 時 3 2 分)

●議長

日程第 1 4、決議案第 1 号「「議員報酬等のあり方に関する調査特別委員会」の設置について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

決議案第 1 号「「議員報酬等のあり方に関する調査特別委員会」の設置について」、上記決議案を別紙のとおり奈井江町議会会議規則第 1 3 条の規定により提出する。

令和 2 年 3 月 1 6 日提出、提出者、奈井江町議会議員、笹木利津子、賛成者、奈井江町議会議員、大関光敏、同じく篠田茂美。

提案理由、議員報酬等のあり方に関する調査のため特別委員会の設置を提案する。

以上でございます。

●議長

提出者の補足説明があれば、発言を許します。

6 番、笹木議員。

●6 番

議員報酬等に関する調査特別委員会のただいま議題となりました設置につきまして、提案者の立場より補足説明をさせていただきます。

振り返りますと、奈井江町議会では、平成 1 5 年の市町村合併議論において単独の町として進むことを決めて以来、平成 1 6 年度に策定した行財政改革の指針となる自立プランを踏まえ、理事者、職員、そして町民とともに財政健全化に対する取り組みを進めてきた経緯があります。

議員報酬につきましては、条例改正による恒久削減をし、その後も手当における加算率の廃止、定数の削減、自費による研修の実施等、今日まで議会費の軽減に対する取り組みを続けてきたと思っております。

しかしながら、昨今、町村議会議員のなり手不足等が課題となる中で、多くの町村議会で議員報酬の見直しが進められております。

奈井江町議会におきましても、人口規模から見れば最小と思われる 9 名の定数の中で

昨年は12年ぶりに選挙戦となりましたが、2回続けて無投票となった現実もあり、議員の報酬や研修等の諸課題を初め、これからの奈井江町議会のあり方を幅広くさまざまな観点から調査、検討いたしたく、特別委員会の設置を提案するものであります。

全議員の賛同をお願い申し上げ、補足説明とさせていただきます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

決議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩といたします。

(休憩) (特別委員会 構成)

(互選結果報告)

●議長

会議を再開いたします。休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。事務局長。

●事務局長

議員報酬等のあり方に関する調査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告

申し上げます。

委員長には、大矢議員、副委員長には、大関議員。

以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長に大関議員を選任することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することに決定をしました。

日程第 1 5 決議案第 2 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 1 時

3 9 分)

●議長

日程第 1 5、決議案第 2 号「「役場庁舎に関する調査特別委員会」の設置について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

決議案第 2 号「「役場庁舎に関する調査特別委員会」の設置について」。上記決議案を別紙のとおり、奈井江町議会会議規則第 1 3 条の規定により提出する。令和 2 年 3 月 1 6 日提出。提出者、奈井江町議会議員笹木利津子、賛成者、奈井江町議会議員森山務、同じく石川正人。提案理由。役場庁舎に関する調査のため特別委員会の設置を提案する。

次ページでございます。「役場庁舎に関する調査特別委員会」の設置に関する決議。地方自治法第 1 0 9 条及び奈井江町議会委員会条例第 5 条の規定により、次のとおり「役場庁舎に関する調査特別委員会」を設置するものとする。記といたしまして、1、調査事項、役場庁舎に関する調査。2、委員の定数、議長を除く全議員。3、設置の期間、1 に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお、調査を行うことができる。

以上でございます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。失礼しました。提出者の補足説明があれば発言を許します。
6番、笹木議員。

●6番

ただいま議題となりました、役場庁舎に関する調査特別委員会の設置につきまして、提案者の立場より補足説明をさせていただきます。役場庁舎につきましては、建築より48年が経過し、かなりの老朽化が見られ、耐震基準も満たさない現状の中で、重要な役割であります防災拠点としての機能の確保が大きな課題であります。現在、役場庁舎内の若手によるプロジェクトチームや、検討委員会の中で、役場庁舎整備に関する協議が進められており、町民委員会への説明や、議会にも報告がありました。執行方針におきましても、具体的な整備の方針を検討していくことが示されており、議会としても役場庁舎のあり方や整備等についてさまざまな観点より即急な調査検討が必要と判断をし、特別委員会の設置を提案するものであります。

全議員の賛同をお願い申し上げ、補足説明とさせていただきます。

●議長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

決議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

特別委員会構成のためしばらく休憩といたします。

(休憩) (特別委員会 構成)

(互選結果報告)

●議長

会議を再開いたします。休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果につきまして議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。事務局長。

●事務局長

役場庁舎に関する調査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には、大矢議員、副委員長には、大関議員。

以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長に大関議員を選任することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することに決定をいたしました。

日程第 16 決議案第 3 号の上程・説明・質疑・討論・採決 (11 時 47 分)

●議長

日程第 16、決議案第 3 号「「民族共生の未来を切り開く」決議」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

決議案第 3 号「「民族共生の未来を切り開く」決議」。上記決議案を別紙のとおり、奈井江町議会会議規則第 13 条の規定により提出する。令和 2 年 3 月 16 日提出。提案者、奈井江町議会議員大関光敏、賛成者、奈井江町議会議員笹木利津子、同じく竹森毅。

「民族共生の未来を切り開く」決議。アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ(民族共生象徴空間)が北海道白老町ポロト湖畔に、4 月 24 日誕生する。先住民族ア

アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者１００万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。よって、奈井江町議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、奈井江町民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明する。以上決議する。令和２年３月１６日。北海道空知郡奈井江町議会。

以上でございます。

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。２番、大関議員。

●２番

ただいま議題となりました「民族共生の未来を切り開く」決議につきまして、提案者の立場より補足説明をさせていただきます。

皆さん、ご存じのとおり、北海道には弥生時代がなく、１３世紀まで、続縄文、擦文時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は狩猟や漁労により独自の文化を形成しておりました。１８６９年、蝦夷地は北海道と改称され、同時に開拓が本格的に開始されました。１８７８年、アイヌは旧土人と呼称することが正式に決定され、この差別的呼称は１９９７年の北海道旧土人保護法の廃止まで使用され続けました。このように、長い間アイヌの人々は先住民族として認められることはありませんでした。２００７年９月国連総会で採択された先住民族の権利に関する国際連合宣言を踏まえ、２００８年６月日本でもアイヌを先住民族として認めることを求める国会決議が可決され、２０１９年４月ようやくアイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であることと初めて明記されました。このようなことから、アイヌ文化復興・創造の拠点であるウポポイが開設されるこの機会に、道内各地のまちから先頭に立って、民族共生社会をつくり上げていくという決意を表明したく、決議案を提案いたします。

全議員の賛同をお願い申し上げ、補足説明とさせていただきます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

決議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 調査第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (11時50分)

●議長

日程17、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」。議会運営委員長より地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和2年3月16日提出。
奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 18 調査第 2 号の上程・説明・質疑・討論・採決**(1 1 時 5 1 分)****●議長**

日程第 18、調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。まちづくり常任委員長より地方自治法第 109 条第 8 項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和 2 年 3 月 16 日提出。奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会。調査番号、調査事項でございます。調査第 1 号、ないえ温泉について。調査第 2 号、学校経営について（現地調査含む）。調査日程、3 日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 19 調査第 3 号の上程・説明・質疑・討論・採決**(1 1 時 5 2 分)****●議長**

日程第 19、調査第 3 号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第 3 号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。広報常任委員長より地方自治法第 109 条第 8 項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和 2 年 3 月 16 日。奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。調査期

間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和2年奈井江町議会第1回定例会を閉会といたします。皆さん、大変ご苦勞さまでした。

(1 1 時 5 3 分)